

教員向け法教育セミナー
～学校現場と法律実務家との連携～
実施報告書

日時：令和4年8月18日（木） 10：00～14：15

主催：法務省

【目次】

1. 教員向け法教育セミナー概要	
1) 開催概要	1
2) プログラム	1
2. 開会挨拶	2
法務省大臣官房司法法制部長	竹内 努
3. 基調講演	4
「新教育課程の下での法教育の展開～専門家や関係諸機関との連携・協働を軸に～」	
玉川大学教育学部教育学科教授	樋口 雅夫
4. 関係機関等における出前授業等の説明	18
法務省大臣官房司法法制部参事官	中野 浩一
5. 分科会	
1) 小学校分科会	27
世田谷区立烏山北小学校主任教諭	渡辺 大介
弁護士	張江 亜希
2) 中学校分科会	38
渋谷区立笹塚中学校主任教諭	西崎 弘人
3) 高等学校分科会	53
東京都立調布北高等学校主幹教諭	秋元 仁
6. 意見交換会	65
7. 参考	74

【1. 教員向け法教育セミナー概要】

1) 開催概要

日 時：令和4年8月18日（木）10：00～14：15

場 所：法務省会議室（東京都千代田区霞が関1-1-1）

主 催：法務省

後 援：文部科学省 最高裁判所 最高検察庁 東京都教育委員会 日本弁護士連合会
日本司法書士会連合会 日本司法支援センター（法テラス）

2) プログラム

■第一部	
10：00	開会挨拶 法務省大臣官房司法法制部長 竹内 努
10：45	基調講演 「新教育課程の下での法教育の展開～専門家や関係諸機関との連携・協働を軸に～」 玉川大学教育学部教育学科教授 樋口 雅夫
11：05	関係機関等における出前授業等の説明 法務省大臣官房司法法制部参事官 中野 浩一
■第二部	
12：10	分科会 小学校分科会： 世田谷区立烏山北小学校主任教諭 渡辺 大介 弁護士 張江 亜希 中学校分科会： 渋谷区立笹塚中学校主任教諭 西崎 弘人 高等学校分科会： 東京都立調布北高等学校主幹教諭 秋元 仁
■第三部	
13：30	意見交換会

【2. 開会挨拶】

法務省大臣官房司法法制部長 竹内 努

おはようございます。法務省大臣官房司法法制部長の竹内でございます。教員向け法教育セミナーの開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は御多忙中にもかかわらず、また大変お足元の悪い中、多くの皆様に御参加いただきましたことに感謝申し上げます。コロナ禍の収束が見通せない中ではありますが、御参加の皆様、関係者及び関係機関等の皆様の御理解、御協力を賜りまして、会場参加とオンデマンド配信のハイブリッド形式により開催することができました。改めて心より感謝申し上げます。

法務省では法的なものの考え方を身に付ける法教育を通じて、自由で公正な社会を支える人材の育成を目指しており、法教育教材を作成して学校現場に提供するなど、法教育の推進・普及に向けた様々な取り組みを行ってまいりました。近時、選挙権年齢をはじめ成年年齢や裁判員対象年齢の引き下げなど、若年者を取り巻く社会環境が大きく変わってきております。こうした中、特に若年者に対し、小学校、中学校、高等学校のそれぞれの発達段階に応じ、法教育をより一層充実したものとしていく必要があると考えております。それにはこれまで以上に学校現場と法律実務家とが互いに連携を図っていくことが極めて重要であると考えております。そこで、本日は、「学校現場と法律実務家との連携」をテーマとして、セミナーを開催させていただくことといたしました。

まず、第一部として、玉川大学教育学部教育学科の樋口雅夫教授をお招きして、「新教育課程の下での法教育の展開」をテーマに基調講演をいただくこととなっております。学校現場における法教育の位置付けや専門家との連携の意義・在り方などについて理解をより深めていただけるものと思います。

その後、法務省から、法律実務家である裁判所、弁護士会、検察庁のほか、法務省における出前授業等の取り組みについて御説明いたします。今後、皆様が法律実務家と連携した法教育授業を実践していただく上での一助としていただければ幸いです。

次に、第二部として、小学校、中学校、高等学校の校種別の分科会を行います。この分科会では、現役の教員の先生方による法律実務家と連携した授業の実践報告をしていただきます。

最後に、お昼を挟みまして、第三部として、法律実務家を交えたグループワーク形式での意見交換会を行うことを予定しております。法律実務家と連携した法教育授業を実施する上で、その具体的な実践例、課題や方策等を共有していただくことにより、より効果的で充実した授業方法の習得等に役立てていただければと思います。

最後になりましたが、本日のセミナーの開催に当たりまして、御後援いただきました関係機関、団体の皆様に深く感謝の意を表しますとともに、本日のセミナーを機に、学校現場と法律実務家との連携がますます深まり、皆様の御尽力によって、我が国の法教育がより一層

普及し、世界に誇ることができるようなものに発展していくことを祈念いたしまして、私の挨拶といたします。本日はどうぞよろしく願いいたします。

【3. 基調講演】

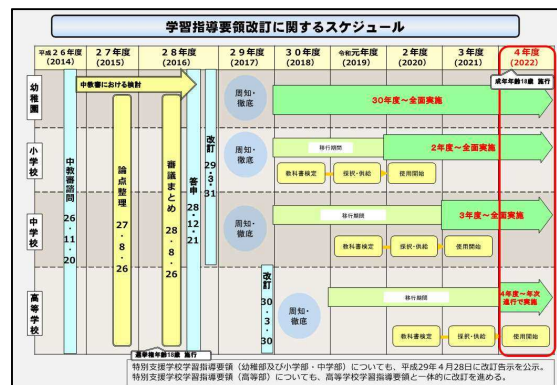
玉川大学教育学部教育学科 教授 樋口 雅夫

【樋口雅夫教授】

私は前職で学習指導要領の改訂に少し携わる機会がございました。その経験等を基に、話が少しはできるかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

御覧の通り、本年、令和4年、2022年より高等学校で新しい学習指導要領がスタートしたところでございます。しかし、スライドの左を見てまいりますと、平成26年度、2014年、既に8年前になります。8年前に新しい教育課程を構築していこうということが、中央教育審議会に諮問がなされていたというところでございます。教育課程を変えることについては、このようかなりの時間がかかるということでもありますし、また、高等学校においては、今年度が全面実施ではございません。今年度入学した生徒から年次進行で実施ということになりますの

で、例えば、高等学校の公民科の新科目「公共」は必履修科目ですけれども、次年度初めて学ぶ、あるいは、指導するという学校も多くなっております。したがって、この時間軸を見ていただきながら、学習指導要領一つを取ってみましても、このさらに先、2030年を一つのターゲットとしまして、その頃の社会を予測しながら、これからの教育課程はどのようなべきか、それが中教審等で議論されていくわけでございます。選挙権年齢の18歳、そして本年からは成年年齢の18歳が施行されております。まさに新しい時代に入ってきたということもありまして、法教育においても改めてキックオフの時代に入ったのかなというふうに思っております。そもそも学習指導要領を改訂するというのは、何も10年に一度必ず改訂しなければならないと決まっているわけではございません。しかし、おおむね10年も経ちますと、社会が相当変化をしまして、学習内容、あるいは学習方法等についても新しいものが求められる、あるいは対応せざるを得なくなる、ということがございます。御承知のとおり、これからの時代、予測不可能な、あるいは予測困難な時代と言われております。しかし、どのような時代であっても、これからの社会を担っていく子供たちに、未来の創り手としての資質・能力を身に付けさせていくことは、法教育においては、変わらない課題でございます。



ここに「2030年」と、かぎ括弧付で書かせていただいたのは、おおむねこれまでの流れで行くと、小学校、中学校、高等学校とも、この頃まで新教育課程が用いられるだろう、2030年以降はその次が始まるのではないかということで、勝手ながらかぎ括弧を付けております。

「Society 5.0」の時代の幕開けと言われております。この図は、内閣府の資料でありますけれども、御覧のとおり、社会は大きく変化をしてきております。このような社会は、昔の方が良かったといくら言ったところで、おそらく戻ることはないだろうと思われま

す。技術革新、あるいは社会の大きな変化に伴って、一度変わったものは元には戻らない。もちろん変わるというのは、より良い方向に変わっていくということ

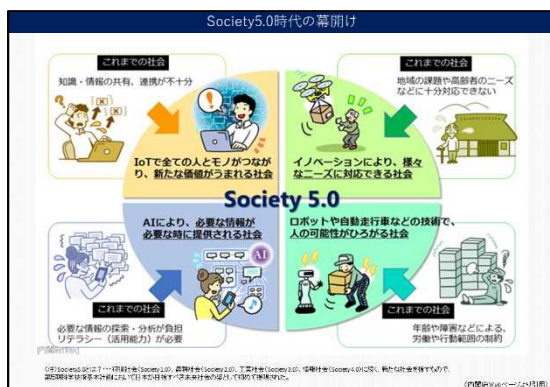
を、これまでの人類は続けてきた、また取り組んできたところでございます。一例として、スライドの右上を見ていただきますと、おそらくドローンですね、ドローンで自宅のお庭に商品が届くという社会、もう間近に来ているわけでございます。やはり買い物は店に行ってそこで店員さんと交渉しながら、買うものであるという前提が、とうの昔に崩れてしまっているわけでありま

す。ネットショッピングも然りでございます。このように大きく変わる社会において、これからを生きる小中高校生、さらには大学生等はどう考えているのかなということで、自分の授業でありますけれども、昨年度、このような問いを投げかけてみたところであります。二つの問いがございます。一つ目、人工知能が進化して、人間の職業が取って代わられると考えられる事例を挙げてくださ

い。どのようなものを挙げるかなというふうに思いながら、学生に問うてみました。二つ目、当時コロナ禍で、大学の授業も遠隔授業をせざるを得ない状況になっておりました。もちろん遠隔の良さもあるわけですが、ど

1. 社会の変化と学校教育の進化

—「2030年」その先に向け、「未来の創り手」に必要な資質・能力の育成を目指して—

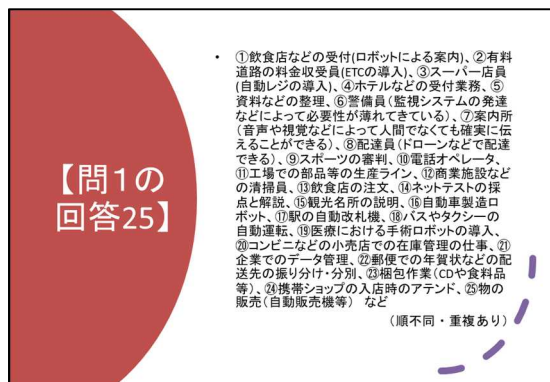


教職課程の授業での「問い」と学生の回答

- ・【問1】人工知能(AI)の進化によって、人間の職業が取って代わられると考えられる事例を挙げてください。(例:コンビニの自動レジ)
- ・【問2】どれだけICTが発達し遠隔授業が一般化したとしても、学校という物理的な空間に集まらなければならない教育活動には何かがあるか。教科学習に限りません。考えられる事例を一つ挙げてください。(例:特別活動としての教室掃除)

会科・公民科の教員免許を取得しようとしている学生でございます。したがって、ここで言われている「学校」というのは、小中高等学校をイメージしていただければと思います。

さて、その結果がこちらになるわけなのですけれども、おそらく学生たちは、様々なアルバイトをしていく中で、この①番から②⑤番を自分の実体験として感じていたのではないかなと思います。中には、アルバイト先から、もう仕事がなくなったからいいよと言われた学生がいたのかもしれませんが。これは私の推測です。例えば、⑭を見ていただきますと、ネットテストの採点と解説。これは従来、学校の先生が行っていたものであろうかと思えますけれども、学校の先生がわざわざ解説をしなくても、ネット上で採点までして、そして解説も動画で流してくれると。そのような非常に便利な時代になってきています。しかし、全てのテスト問題が、果たして人間の手を介さずにAIで採点解説ができるものなのか。これは今日の本題の法教育の学習内容、学習方法にも大きく関わるところでございます。

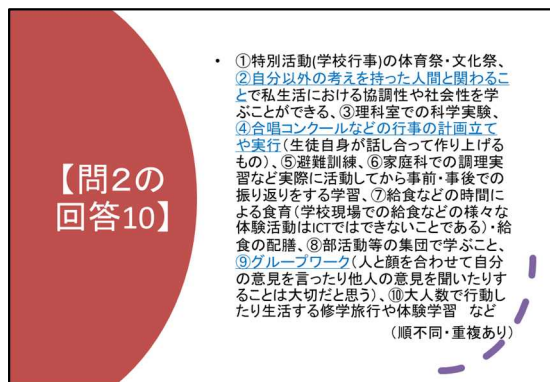


【問1の回答25】

- ①飲食店などの受付(ロボットによる案内)、②料道路の料金収受員(ETCの導入)、③スーパー店員(自動レジの導入)、④ホテルなどの受付業務、⑤資料などの整理、⑥警備員(監視システムの発達などによって必要性が薄れてきている)、⑦案内所(音声や視覚などによって人間でなくても確実に伝えることができる)、⑧配達員(ドローンなどで配達できる)、⑨スポーツの審判、⑩電話オペレータ、⑪工場での部品等の生産ライン、⑫商業施設などの清掃員、⑬飲食店の注文、⑭ネットテストの採点と解説、⑮観光名所の説明、⑯自動車製造ロボット、⑰駅の自動改札機、⑱バスやタクシーの自動運転、⑲医療における手術ロボットの導入、⑳コンビニなどの小売店での在庫管理の仕事、㉑企業でのデータ管理、㉒郵便での年賀状などの配達先の振り分け・分別、㉓梱包作業(CDや食料品等)、㉔携帯ショップの入店時のアテンション、㉕物の販売(自動販売機等) など

(順不同・重複あり)

また、学校という物理的な空間に集まらなければできない教育活動といったときに、このような答えが出ております。自分以外の考えを持った人間と関わること、合唱コンクールなどの行事の計画立てや実行、さらにはグループワーク。とりわけ②を御覧になっていただきたいと思うのですけれども、生徒、あるいは児童は、多様な価値観を持った人間の集団でございます。したがって、自分と同じ考えを持っているとは限らない。むしろ異なっているわけであります。しかし、そのことに、対面でグループワークなどをしていかなければ、なかなか気付けないということもある。確かに、苦勞しながら遠隔授業の中でチャット機能を使ったり、様々なミーティング機能を使って話し合いをするということも心掛けてはいるのですけれども、やはり面と向かった距離には敵わないだろうということを学生たちも感じていたと思います。つまり、子供同士のつながり、その中で育まれるものが必ずあるはず、ということであろうと思います。そして、教師と子供の関係で育まれるものもあるはずです。さらに言えば、専門的な学習内容等に詳しい法律実務家の方と子供との関わりの中でしか育めない力もあるはず、というふうに類推されるわけであります。



【問2の回答10】

- ①特別活動(学校行事)の体育祭・文化祭、②自分以外の考えを持った人間と関わることで私生活における協調性や社会性を学ぶことができる、③理科室での科学実験、④合唱コンクールなどの行事の計画立てや実行(生徒自身が話し合って作り上げるもの)、⑤避難訓練、⑥家庭科での調理実習など実際に活動してから事前・事後での振り返りをする学習、⑦給食などの時間による食育(学校現場での給食などの様々な体験活動はICTではできないことである)・給食の配膳、⑧部活動等の集団で学ぶこと、⑨グループワーク(人と顔を合わせて自分の意見を言ったり他人の意見を聞いたりすることは大切だと思う)、⑩大人数で行動したり生活する修学旅行や体験学習 など

(順不同・重複あり)

では、少し昔話をさせていただきたいと思
います。

既に法務省において法教育という概念あ
るいは定義がなされてからかなり時が経ち
ますけれども、その遠因を少し探してみたい
と思います。戦後50年間、社会の絶えざる
成長、学習者の絶えざる発達を前提として
いた、これが学校教育でありました。つまり、

社会は高度経済成長の時代もありましたけれども、あるいは冷戦崩壊という事件もあり
ましたけれども、しかし、よりよく変わっていくはずだ、必ず成長していくはずだと。これは
経済的な成長という意義が強いかもかもしれません。学習者自身も、これから小学校、中学校、
高等学校、さらに大人になったとしても絶えず発達をしていくであろうと言われていたわ
けであります。しかし、その中で必要な力は何かと言いますと、やはり社会科系教科に関し
ますと、地理・歴史・政治・経済等の知識・理解が大事であると。学校教育においては、知
識・理解を徹底的に育んできた。その中で、子供たちが自ら民主主義を支える社会的価値を
自分の中に作っていく、あるいは作られていくものだ、という大前提があった。それが戦後
50年ということになります。そのことを「公民的資質は実社会の中で習熟する」と書かせ
ていただいておりますけれども、この公民的資質という社会科教育において目指されてい
た資質・能力は、学校教育だけではなく、社会に出ていってその中でさらに習熟していくも
のだ、ということが前提になっていた訳であります。ですから、学校においては知識を教え
ることが、やはり重要でありました。これは私が言っている訳ではなく、筑波大学の名誉教
授でいらっしゃる江口勇治先生が、1998年でするので、既に24年前に看破されていると
いうことであります。まさに今の新しい教育課程において、社会に開かれた教育課程と言わ
れていることを、この時点である程度、見抜かれていたということかもしれません。

この次を御覧になっていただければさら
にお分かりになるかと思うのですが、
社会の絶えざる成長に対する疑念が起こっ
てきたのも、おおむねこの90年代であつた
かと思ひます。この地球環境問題等の問題が
噴出・表出してくる中で、価値意識、また、
それに基づく行為は、継続的・計画的に学習
されなければ発達しないという状態に置き
換わっております。つまり、学校教育に求め

られる力が重厚なものになる、と言つてもいいかもし
れません。単に知識を習得するだけ
ではない、そのような学校教育が求められるようになって
きたということではないかと思ひ
ます。ほぼ同時期に、司法制度改革審議会意見書が2001
年に出されていますけれども、

「社会に開かれた教育課程」が求められる背景-法教育を事例に-

- 【戦後50年間(1945-1995)】
社会の「絶えざる成長」、学習者の「絶えざる発達」を前提とした学校教育

地理、歴史、政治、経済
等の知識・理解

自ずから「民主主義」を支える社会的価値が定まる

「公民的資質」は実社会の中で習熟する

(江口勇治「社会科50年とこれからの教育改革」日本社会科教育学会編「社会科教育研究」6: 79, 1998年春号。図は著者作成)

「社会に開かれた教育課程」が求められる背景-法教育を事例に-

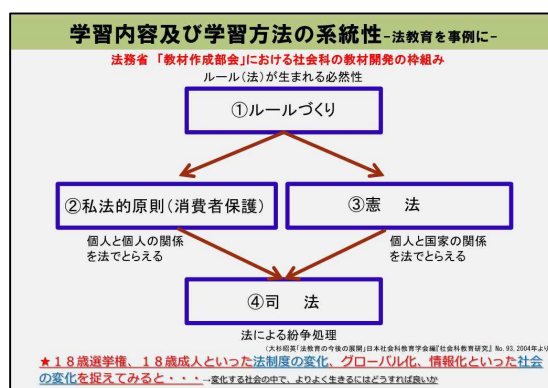
- 社会の「絶えざる成長」に対する疑念（地球環境問題等の表出）
- 「価値意識やそれに基づく行為は継続的・計画的に学習されなければ発達しない」という理解に置き換わる

- 「司法制度改革審議会意見書」(2001.6.12)
・学校教育等における司法に関する学習機会を充実させることが望まれる。このため、教育関係者や法曹関係者が積極的役割を果たすことが求められる。
- ★同じ文脈で、「現代社会」の「幸福、正義、公正」が捉えられる。(2009.3.9学習指導要領改訂)

この変わりつつある学校教育に対する役割、それを教育関係者、法曹関係者が積極的な役割を果たすことで、子供たちを支援していくことが求められるということでもあります。これまで、どちらかといえば価値に関わることに少し距離を置いていた学校教育で、この「現代社会」という公民科の一科目ですけれども、「幸福、正義、公正」に着目して、現代社会の諸課題を考察するというような学習が入ってきたのもこの時期でございます。2009年の指導要領の改訂という時期でありました。

この「幸福、正義、公正」に関しては、新教育課程においても引き継がれている重要な見方・考え方であるということですが、これを法教育という観点で見たときには、具体的にどのような学習内容、学習方法を構築していけばいいのか、という次の課題があるわけがあります。

このことについては、2004年の大杉昭英先生の論文の中で、こちらの図のようにまとめられております。大杉昭英先生は文部省、文部科学省の教科調査官・視学官として、また、大学教授等で御活躍をされた方でございます。法務省の法教育研究会において教材作成部会が当時置かれておりました。関係の先生も今日いらっしゃると思いますけれども、その中で、なにも意味なく、作りやすい教材を作っていくということではなく、やはり、系統性が大事である、ということから、①ルール作りに関しての教材が必要である、②私法原則に関する教材が必要である、③憲法に関する教材も大切である、④司法に関する教材も大切である。それぞれ、その理由については四角の外に書かせていただいておりますけれども、このように、法教育に関する教材も、自由に作るわけでありましてけれども、どのような系統性に基いてそれらの教材は位置付くのか、ということが、18年前の論文で既に明らかになっていたということでございます。



このように24年前、あるいは18年前という昔話をしているように見えますけれども、18歳選挙権、18歳成人という法制度の変化、またグローバル化や情報化といった社会の変化を捉えていきますと、このような変化が激しい社会の中で、より良く生きるにはどうすればいいのかという点で、今まで蓄積されてきた教材はかなり有効でありますし、さらにこれから作られるものも、今申し上げたような視点で作っていくと、有効だろうと考えます。

さて、こちらは私があえて今さら申し上げることもありませんが、法教育の定義を記載しております。学校教育においては、やはり学習指導要領がありますので、学習指導要領の内容に加えて、何か全く別の法教育を入れていく、ということになっていくと、学校の先生方、更には子供たちにとっても、負担感が増すということになります。

**法教育で育みたい
児童生徒の姿**

- ・法教育とは…法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育
→学校教育においては、学習指導要領に基づく社会科等の教育内容の系統性にも留意
- ・①社会の中でお互いを尊重しながら生きていく上で、法やルールが不可欠なものであることへの**理解を深める**、②他人の主張を公平に理解し、**多様な意見を調整して合意を形成したり**、法やルールにのっとった**適正な解決を図ったりする力を養う**ことを通じて、③**自由で公正な社会への志向性をもった児童生徒**

(法務省ホームページより一部編集)

したがって、法教育の要素は既に社会科だけではなく、学校教育の様々な教科等に入っているのが現状でございます。ですので、学校の先生方が、学習指導要領に基づいて様々な教科等の指導を進められていく中にうまく法教育の要素を入れ込んでいる、あるいは、この見方からすると法教育的に捉えられますね、というふうな形で、実務家の方と学校の先生方がディスカッションしていく中で、子供たちにとって意味のある法教育が更に行われていく必要がございます。

その中で、高等学校公民科公共とございましたけれども、こちらは先ほど申し上げた18歳が大人になるということに関連して、そのために求められる資質・能力を確実に育もうということ、作成をされている新科目でございます。細かいところは本日割愛させていただきますけれども、(1)から(3)の中に書かれている下線を引いている箇所を見ていただきたいと思えます。「理解する」「技能を身に付ける」、これがまずありますけれども、(2)の2行目に、「事実を基に多面的・多角的に考察し公正に判断する力」とあります。「考察」と言ったときに、何でも考えれば良いというものではなく、事実を基に考察をする、それも多面的・多角的にということが大事であります。さらに、「議論をする力を養う」とありますけれども、こちらが議論のための議論ではない、合意形成や社会参画を視野に入れながら、議論するというところでございます。

高等学校公民科公共の「目標」

人間と社会の在り方についての見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な**公民としての資質・能力を次のとおり育成することを目指す。**

- (1)現代の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論について**理解するとともに**、諸資料から、倫理的主体などとして活動するために必要となる情報を適切かつ効果的に調べまとめる**技能を身に付けるようにする。**
- (2)現実社会の諸課題の解決に向けて、選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理を活用して、事実を基に多面的・多角的に**考察し公正に判断する力や**、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを**議論する力を養う。**
- (3)よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとする**態度を養うとともに**、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される、現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての**自覚や**、公共的な空間に生き国民権を担う**公民として**、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことの大切さについての**自覚などを深める。**

したがって、この公共という科目の中で学ぶべき、あるいは身に付けるべき力、公正に判断する、更に議論をするというようなことがありますけれども、これらの学習を通して、スライドの上の赤字のところですが、「公民としての資質・能力を育成する」ことが期待されているということになります。冒頭で申し上げました、公民的資質は学校を卒業してから自然と身に付くものだと言っていたところを、学校教育の中において、考察をさせたり、判断をさせたり、議論をさせたりする学習活動を通して身に付ける、自然に身に付くようにしていくのが、新教育課程の方針だとまず御理解いただければと思えます。

さて、その後、様々な情報等では主体的・対話的で深い学びが学校教育に入ったというふうに言われておりますけれども、少しそちらを見ていただければと思います。これは文部科学省のホームページの一部でございます。赤字あるいは下線は私が引いたところであります。

ここも次のですね、主体的な学びですか、対話的な学びですか、深い学びにつながりますか、というところはよくクローズアップされるわけですが、そもそものところを見ていきたいと思っております。上の大きな四角ですが、「資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにする」、つまり学びを学校教育だけでは終わらない、むしろ、学校を卒業した後にも生かされるものでもあるし、更に伸びていくものでもある、ということが書かれております。

スライドの「対話的な学び」の中の例、下線の箇所を御覧いただければと思います。「意見交換したり、議論したりすることで新たな考え方に気が付いたり、自分の考えをより妥当なものとしたりする」。このようにございます。やはり、対話的な学び、グループワーク、あるいはペアワークなどを通して、自分とは異なる考え方に気が付く、あるいは自分の考えの良さを再認識する、このような学習が行われているわけでありまして。

となりますと、法教育で求めている力、法的な見方・考え方を身に付けていくことにつきましても、子供自身は実はもう既にそのような見方を持っているのかもしれない。ただそれを認識していない。しかし、子供同士で会話をしていく中で、自分の考えの良さに気付く、そして、それをさらに深めていくという深い学びにつながることを期待されます。

では、具体的に「公共」を通して、どのような学習が考えられているのかについて御覧になっていただければと思います。今日は小学校の先生方、中学校の先生方も多くいらっしゃるというように聞いております。高校の話だから難しいね、ということではございません。小学校、中学校において身に付けた力が、高等学校の「公共」という科目の中で花開く、というふうに御理解いただければと思いま

2. 学校教育における 主体的・対話的で深い学び

- 「18歳」を見据え、
多様な主体との連携・協働を軸として -

主体的・対話的で深い学びの実現
（「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）について（イメージ）

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすること

【主体的な学び】

学習に主体的に関心をもち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、積極的に関与して自ら学ぶことを目指す。自己の学習意欲を高め、主体的な学びが実現できているか。

【例】

- ・ 学習意欲に関心をもち、興味関心、持論を持ち、自ら学ぶ意欲をもち、主体的に関与して自ら学ぶ。
- ・ 「キャリア」パスポート（仮称）などを活用し、自分の学習意欲やキャリア形成意欲に基づき、自ら進んで学ぶ。

主体的な学び

対話的な学び

深い学び

【対話的な学び】

学習者同士の対話、教員や地域の人の対話、先駆の考え方を手掛かりに考えることを通じ、自己の考えを広げ深めることを目指す。

【例】

- ・ 実社会で働く人々の体験、活動して社会に役立つ課題を解決しようとする活動の中で、実社会の人の経験や知恵を学ぶこと。
- ・ 自分自身の考えを他人と共有し、意見交換し、自分の考えをより深め、また新たな考えや気づきを生み出すこと。
- ・ 子供同士の対話に加え、子供と地域の人の、共通して学ぶべきことなどの対話を展開。

【深い学び】

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「関与・考え」を深めながら、知識を相互に関連付けてより深く理解し、情報を整理して考えを構築し、問題を解決して課題を乗り越えることを通じて、深い学びを創出した学びの成果が実現できているか。

【例】

- ・ 授業の中から自ら関心を持った、課題の探究、課題の解決を行う探究の過程に取り組む。
- ・ 様々な情報や知識を自分の考えを形成し、目的や問題、状況等に応じて取捨選択し、考えを伝えようことを通じて、深い学びを創出した学びの成果が実現できているか。

（文部科学省ホームページより一部編集）

公民科の新しい必修科目「公共」について
「グローバル化する国際社会に主体的に生き生きと主体的に参画及び社会の発展に貢献する力を育成するために」

A 公共の原

社会に影響する自立した主体とは、地域社会などの様々な集団の一員として生活するとともに、他者の権利や自由の確保に努める主体としての「公共」が前提となる。多面的に育質・構構、その関、生涯の学習意欲を高めるよう、主体的に具体的な「関与」を通じて、主体的に社会参画と協働を行うことが目的とする。

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

大項目Aの学習内容を活用して、現実社会の諸課題に関して設定する主題を多面的・多角的に考察・構構、その関、生涯の学習意欲を高めるよう、主体的に具体的な「関与」を通じて、主体的に社会参画と協働を行うことが目的とする。

【「関与」の「政治」「経済」などに関する主題】

- 法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義。
- 政治参加と公正な世論の形成、地方自治、国家主義、領土（領海、領空を含む）、我が国の安全保障と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割。
- 職業選択、権利と労働問題、財政及び税関の役割、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、市場経済の機能と限界、金融の働き、経済のグローバル化と相互依存関係の深まり（国際社会における責任や格差の解消を含む）。

【メディア・リテラシーの育成】

主権国家に参画して、自立した主体として活動するに必要となる諸能力（情報モラルを含む）を身に付けるよう指導。

C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち（「公共」全体のまとめ）

持続可能な社会づくりに向けた役割を担う主体となることに向けて、地域の関与、よりよい国際社会の構築及び持続可能な社会の発展に貢献する主体となることを目的とし、その関係に合わせた学習内容や学習活動、評価方法を検討し、主体的に関与して、主体的に社会参画と協働を行うことを通じて、深い学びを創出した学びの成果が実現できているか。

す。したがって、高校の先生方だけでここに書かれていることを実現するというものではございません。基本的な知識であったり、技能であったり、思考力であったりといった資質・能力を、小・中学校の様々な教科等で補うことが求められます。

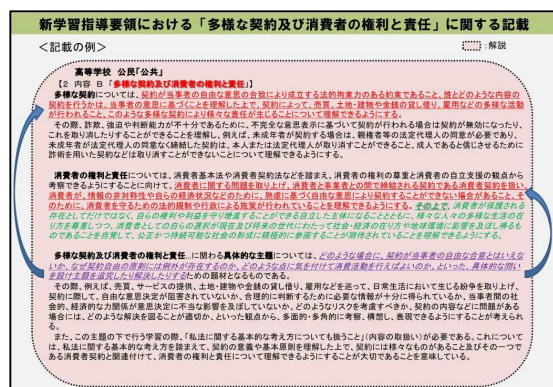
「法」に関しては、「法や規範の意義及び役割」、「多様な契約及び消費者の権利と責任」、「司法参加の意義」のような主題が掲げられてございます。そして、メディア・リテラシーと銘打ってはいますけれども、情報を収集したり読み取ったり、まとめたりする技能、情報の妥当性・信頼性を踏まえた公正な判断力を身に付けていく、つまり事実に基づいて考察していく、という学習が「公共」全般を通して行われるという理解となります。

となりますと、先ほど高等学校の先生方だけではなく、というふうに申し上げましたけれども、まさに中核的な学習内容、知識部分が入ってきます。そこに関しては、教科書でもちろん学ぶわけではありますけれども、教科書だけでは少し先生方も不安がある、不安が残るところがございます。自分の考え方、論理的な思考は果たして正しいのかどうか、妥当なのかどうか。この辺りに関しては、関係する専門家・機関で、資料に書いておりますけれども、消費生活センター、弁護士等というふうに、様々な専門家、関係者、機関との連携の中で、先生方も安心して授業が行われるというところを期待しているものと思っております。

少し小さい字で恐縮でありますけれども、その際、大切になってくるのが、「問い」というものでございます。これは小学校、中学校においても変わりません。

一つ例を挙げてみますけれども、「どのような場合に、契約が当事者の自由な合意とはいえないか。なぜ契約自由の原則にも例外が存在するのか。どのような点に気を付けて消費活動を行えば良いのか。」といった具体的

な問いを設けて、主題を追究したり解決したりするというふうに記載されています。ということは、契約自由の原則という概念を先生は説明で教えるというものではないわけであり、具体的な事例を出しながら、その具体例に則して子供同士がディスカッションを行い、そして自然と契約自由の原則という概念、あるいはその例外について理解を深めていく、という授業が予定されています。確かに概念的に書くと、「契約が当事者の自由な意思の合致により成立する法的拘束力のある約束であること」、「誰とどのような内容の契約を行うかは、当事者の意思に基づくこと」を理解した上で云々、というふうに概念的には理解をしている。しかし、これは言うまでもなく、ここに3行ほど書いている文字を、テストで書ければそれでよしとするものでは全くございません。むしろ、ここの赤字で書かれている、理解した知識・概念を実社会の中で活用できるかどうか。これこそが、大切なことなのではないかと思っております。そのような学習が「公共」では行われるということでもあります。



やはりなんか難しそうですね、という話になるわけです。そこで法教育推進協議会が作成した教材、また、消費者庁が作成をした教材、あるいは思考を可視化できるワークシート等を使うという手もあります。

「公共」などの授業で、と書いていますけれども、「わたしたちの身の回りで、契約という言葉聞いたことはありますか？」など、

いくつか出てきますね。買い物をする、その辺も全部含めて、契約はどのようにして結ばれるのでしょうか。どの段階で結ばれるのでしょうか。「Aさんがはい、と言った瞬間」など色々あろうと思いますけれども、そのような具体的な事例を通してながら、一度結んだ契約は解消できないのでしょうか、できない、できる、色々あろうかと思えます。そして、契約が一旦成立した後に解消ができる特別な場合について考えてみましょう、というわけで、未成年者取消権などもここで出します。原則・例外をどのような順番で扱っていくのか、ということに関しても、教材においては大事な部分であろうと思えます。なかなかこれを学校の先生方が1人でやろうとすると、計画以上に時間がかかるわけでありますので、既に存在する教材を活用する、あるいは専門家から講義いただく、ということがよろしいかと考えるわけであります。

なお、契約に関しては、家庭基礎など家庭科の授業においても行われておりますので、これらの学びを総合していくことが大事かと思えます。

以上の学びが、社会科においては、社会的な見方・考え方を働かせるというふうに言われているわけでありますけれども、全ての基礎は小学校にございます。小学校にも、比較・分類したり、総合したり、地域の人々や国民の生活と関連付けたりする。確かに公的な価値に関わる学習内容は、それをそのまま扱うと、小学生には難しいものもあるかと思えます。高校生でも難しいかもしれません。しかし、だからこそ、具体的に比較してみよう、分類してみよう、総合してみよう、みんなで話し合ってみよう、あるいは自分の生活と関連付けるといふような手立てを講じることによって、小学生、中学生、さらには高校生という発達段階に応じたスムーズな学習が可能になるということになります。

◆【法教育等と日常生活での実践の繋がりイメージ】

題材：多様な契約及び消費者の権利と責任

★「公共」などの授業で…

Q.わたしたちの身の回りで、契約という言葉聞いたことがありますか？
→日常生活を振り返って、様々な契約事例を想起させる<個人学習>。

Q.契約はどのようにして結ばれるでしょうか？
→【協働】事例を基に、グループワーク→発表→まとめ（契約自由の原則の理解）

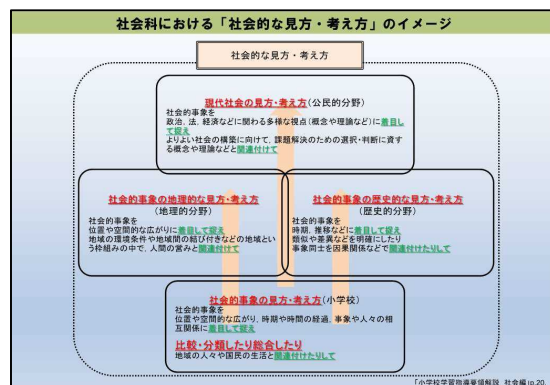
Q.一度結んだ契約は解消できないのでしょうか？
→【協働】事例を基に、グループワーク→発表→まとめ（契約自由の原則の理解）

Q.契約がいったん成立した後、解消できる特別な場合について考えてみましょう。
→事例を基に、未成年者取消権による取り消し、無効などのケースを知る
<【協働】専門家からの講義、法教育教材の活用など>

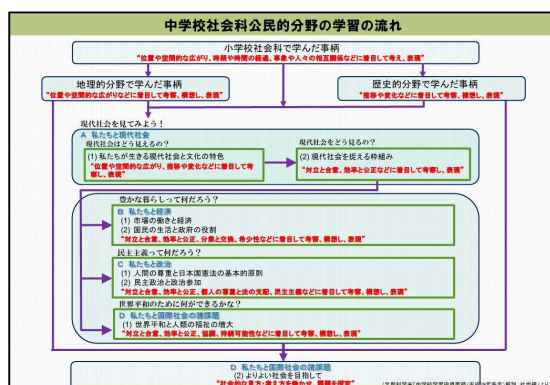
★「家庭基礎」などの授業で…

Q.生活するのに必要な費用を考えてみましょう。
Q.お金を支払うとき、どのような方法があるでしょうか？
→日常生活を振り返って、現金払いだけではないことを想起させる<個人学習>

Q.お金の役割を考えてみましょう。
→【協働】グループで話し合い、「預ける」「運用する（投資）」という役割に気付く



こちらは中学校の公民的分野の学習の流れを示したものとなります。公民的分野におきましては、スライドの真ん中の「C」を御覧になっていただければと思いますが、「人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」、「民主政治と政治参加」という項目がございます。これらの項目を進める場合には、「対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して考察し、構想し、表現」をするよう示されています。個人の尊重とは何ですか、100文字で書きなさい、法の支配について100文字で書きなさい、というような話ではございません。様々な学習範囲に即して、この考え方を活用していくことが求められています。



時間の関係で社会科を中心に説明をさせていただきましたけれども、このような見方・考え方を働かせて小学校、中学校、高等学校と発達段階に応じた学びを進めていくことが、今の教育課程においては、勧められていることをまず御理解いただきたいと思います。

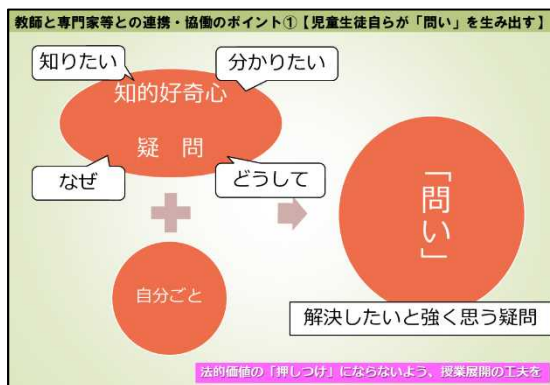
では、その中で、ここに副題として示させていただいた、思考を促す「問い」の工夫を、というところを最後に話させていただきたいと思います。

3. 専門家や関係諸機関との効果的な連携・協働のために

— 思考を促す「問い」の工夫を —

子供たちには常に知的な好奇心がございます。知りたい、分かってほしい、なぜ、どうして。高校生くらいになりますと、それをなかなか表に出そうとしないかもしれませんが、逆に小学生であれば既にこのような思いを持っているはずで、そして、それが自分ごとになったときに問いが生まれる。どうしてこうなのだろう、知りたい、分かってほしい、というふうになってくるかと思えます。したがって、どのような教材でも、出前授業においてもそうなのですが、法的価値の押し付けにならないように授業展開の工夫をすることが大事になります。

ここに今日いらっしゃる先生方、皆様方は、そのようなことはないと思いますけれども、まだまだ、出前授業を行うといった時に、お話をしてですね、それで「分かりましたか?」「はい。」というようなところで授業を終わるといことも散見されるわけであり、確かに法的価値を知りたいわけであり、それを身に付けた上で、社会の中で



自分の人生を進んでいってほしい、より良い人生、幸福な人生を送ってほしいという思いがあるわけ訳です。それを一旦、自分の中にしまった上で、子供たち自身でそれに気付かせるようにする。これがプロフェッショナルである教師の務めであり、やっていくことでございます。

その部分のポイントは、思考を促す問いなのです。小中高の先生方は、おそらく無意識で、何が、どのように、どこが、何のために、なぜ、これから、どうすれば、どれが、というような問いを子供たちに投げかけています。ですから、無意識に投げかけている問いというのは、実はそれぞれ意味がありまして、どこが違うのだろう、どこが変だろう、どこに違和感があるだろう、と考えて活動を開始するというところでございます。

教師と専門家等との連携・協働のポイント②【思考を促す「問い」の工夫】

思考を促す「問い」(例)

- 何が～ (事実を探る)
- どのように (特色を探る)
- どこが～ (比較する)
- 何のために～ (目的を探る)
- なぜ～ (意味や意義を探る)
- これから～ (原因を探る)
- どうすれば～ (予測する)
- どれが～ (対策を探る)
- どれが～ (見極める)

「クイズです」→「正解は・・・」に頼りすぎないよう、問いかけ方の工夫を

なぜこのような法律ができたのか、この「問い」は意味や意義を探るものです。ですので、教材を作るとき、また、実際にそれを運用するときには、ここに示しているような問いを適宜うまく入れ込んでいくことで、思考が、あるいは表現が表出されていきます。従来、これは職人技と言いまして、自然に教師たちが何年、何十年もかけて身に付けて来たものであるかと思えます。しかし、今、問いかけを最も大事にしていきたいと思いまして、「クイズです。正解は・・・」と導入でやるのはけっこう大事なんですけれども、授業の終わりが、「正解は・・・」となるのは、これからの時代には中々そぐわないのかと思えます。正解が一つに定まらない課題が多く山積をしております。また、価値に関わる課題というのは、答えは一つであるはずがないわけです。むしろ複数あることこそ良し、というふう考えられるからでございます。

では、まとめのスライドを映させていただきます。効果的・実践的な教材を通して、法教育実践を年間計画に位置付けていただく。あるいは、効果的・実践的な教材同士をひも付けていただく。そのように読んでいただければ幸いかなと思っております。

教師と専門家等が連携した、法教育実践の充実に向けて

- 効果的・実践的な教材の提供
←→ 年間計画に位置付けた、無理のない活用
- 総合的な学習の時間、特別活動等の活用
←→ 教科学習での法教育の充実
- 学校関係者とのネットワークの構築
 - ・教育委員会～指導主事、教育センター(研修部門など)
 - ・校長会
 - ・教科等の研究団体(社会科研究会、家庭科研究会など)(市町村レベル、都道府県レベル、全国レベル)
- 学校に向けた積極的な情報発信 など

学校は限られた時間の中で様々な教育課題に取り組んでおります。その中で法教育を行っていくためには、限られた時間でも効果的に行うことができる教材の利用が大事です。さらにその教材は、学習指導要領に位置付いた年間計画で「ここにあてはまっていますよ。」という説明が上手く出来るものであれば、スムーズに活用がされるものと思えます。総合的な学習の時間等を活用する、教科学習とのコラボレーションをするということも重要です。このような内容につきましては、今日この後の分科会、さらには午後の意見交換会で深めて

いただくことをお願いさせていただきます。

本日、このようなお時間をいただきまして、多くの話をさせていただきましたけれども、今日参加された皆さま方、また、これからの法教育の推進に少しでも参考になればと思っております。御静聴ありがとうございました。

【司会】

樋口先生ありがとうございました。質疑応答の時間をとらせていただきます。御質問のある方はマイクをお持ちしますので、その場で挙手をお願いいたします。御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

【質問者】

御講演の中では、児童生徒が法律実務家と関わることで育まれる力があるというお話もありましたが、具体的にどのような力が育まれるとお考えか、教えていただければと思います。

【樋口雅夫教授】

学校教育では、横の関係、子供同士の関係ということは強く聞かれます。縦の関係と申しますか、教師と児童生徒という関係も強いです。しかし一方で、斜めの関係と申しますか、学校教育の教師以外の大人と接する機会というのはかなり少ないというところがあるわけですね。したがって、まず学校教育において法律実務家の方と直接触れ合える機会がある、このこと自体で、子供たちにとってはとても意義のある場面になるかと思います。

そして、その中で法的な価値について子供たちは、自ずと身に付けていく、つまり法律実務家の方が口頭で話をする、説明する部分だけではなく、醸し出す雰囲気と申しますか、その部分の力が子供たちの中に伝わっていくということを期待しているところであります。

【司会】

ありがとうございました。他に質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。

【質問者】

中学校で教えています。高校で「公共」が始まったという事は聞いていますが、レジュメの中で「公共などの授業で・・・」という部分がありますよね。この内容というのは、実は中学校の公民のところで既に行っている内容です。なので、多分同じ内容であっても発達段階においてやるのが違うんだな、というふうに思いました。中学校と高校との間で、同じ内容でも、こういうことは高校で、あるいはこういうところは中学校で、というものがありましたら、教えていただければと思います。

【樋口雅夫教授】

こちらの法務省作成の教材の方かと思いますが、それをいくつか私の方で修正といたしますか、整理をしたところではございますけれども、例えば、契約自由の原則自体に関しては中学校でしっかりと学んでいるということでもありますし、さらに、中学校の特別活動などでも必然的に学んでいくことでもあります。そのような基礎的な力を踏まえた上で高等学校に行くということ、2年後には成人します、ということは、中学生以上に、より自分ごととして捉えやすい。これが高校生の初段階、15歳・16歳の考えであろう、と考えるわけです。となりますと、この専門的な知識の部分はもちろん、未成年者取消権に関するより深い知識を身に付けていく、ということは一つ可能だと思いますけれども、仮に自分自身が2年後にそのような場面に遭遇したときに、どのように行動すれば良いのかと。より自分が、どう行動すればよいのか、あるべきか、というところになっていくことが、高等学校であろうと思うんですね。

ですので、高等学校の先生方におかれましては、中学校も高等学校も、学習内容のつながりを是非御理解いただきたいなと思っております。高等学校で全て教えていると回らない、と考えられる訳ですね、これは時間的な部分もかなり超過をするわけでもありますし、確かに、今の段階で、高校生が十分に知識を身に付けていないということもあるかもしれませんが、新教育課程においては、中学校ではさらに活動の部分が充実していますので、その知識の基盤を基に、新たな高等学校の、さらにもう一步進んだ法教育を進めていただけたかなと思います。

【司会】

ありがとうございました。他に質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。

【質問者】

中等教育学校に勤めております。今後、先ほどお話のありました成年年齢に達する18歳の生徒もいれば、それよりも低い年齢の生徒もいるという、そのような状況になってまいります。その際に、例えば、政治的分野の扱いでいくと、選挙活動に当たるような部分の留意点が必要になってくるかと思うのですが、法教育全体という話になったときに、18歳の学年に対して扱うべき留意点、そして18歳未満の学年で扱うべき留意点、そういうところがあれば教えていただければと思います。

【樋口雅夫教授】

18歳となりますと、高等学校の3年生は全員もう18歳になる学年であるというふうには考えられます。ということは、目の前にいる生徒は、「大人」になるわけですね。私達教師はこれまで子供を相手に授業をしていたわけですが、これまで以上に相手が大人である、というリスペクトをもって授業をすることが求められます。

これは政治・経済、あるいは倫理などを高等学校の3年生で学習をするということになる場合に大きく絡んでくることかなと思います。となりますと、18歳の大人に対して授業をする際には、これまで以上に、「教え込み」ではなくて、あなたたちはどう考えるかなという、考え方を引き出していくことがとても大事になろうかと思います。

ただ、そのための基盤となります、先ほどの選挙権の話などもありましたけれども、公職選挙法に係る基礎的な知識ですとか、そのようなところについては、高等学校の1年生・2年生、未成年のうちにしっかりと公共でも学習を進めていく、あるいは特別活動なども使って理解をさせておくということも大事だろうと思います。

そうすると、高等学校の3年間を通して複層的に学習を行うことができる体制になるのですね。また、政治・経済、倫理を学ばないといった場合もあろうかとは思いますが、その場合には、特別活動であったり、総合的な探究の時間であったり、このようなクラス全体、あるいは学年全体、更には学校全体で取り組む活動の中で、社会科系の先生方だけではない全ての教師・先生方がそのような認識で取り組んでいくことが、これまで以上に18歳の大人を育てるという方向に進んでいくのかなと思います。

【司会】

ありがとうございました。それではお時間となりましたので、これで質疑応答を終了させていただきます。樋口先生、大変有意義な基調講演をいただきまして、誠にありがとうございました。

【4. 関係機関等における出前授業等の説明】

法務省大臣官房司法法制部参事官 中野 浩一

私からは、関係機関等における出前授業について御説明いたします。まず、法教育とは、一般の人々が法や基礎となっている価値を理解して、法的なものの考え方を身に付けるための教育とさせていただきます。

したがって、先ほどの樋口先生の御講演にもありましたとおり、決して知識の詰め込み型の教育ではなく、思考型、あるいは社会教育型の教育ということになります。

続いてのスライドでございます。

法教育の目的です。

こちらに書かれていますとおり、お互いを尊重しながら生きていく上で法やルールが不可欠であることを理解させて、他人の主張を公平に理解して、多様な意見を調整して合意を形成したり、法やルールにのっとった解決を図る資質・能力を養うということであり、最終的には自由で公正な社会を支える人材の育成を目指すとしております。

例えば、学校生活、あるいは社会生活などにおきまして、他人と関わる場面というのは当然でございます。

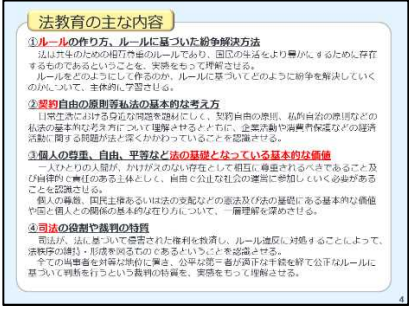
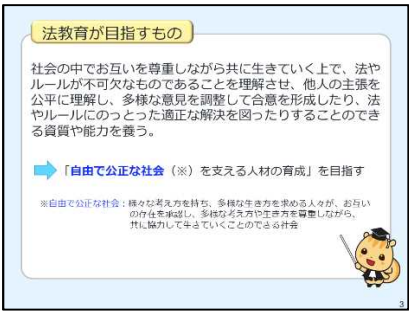
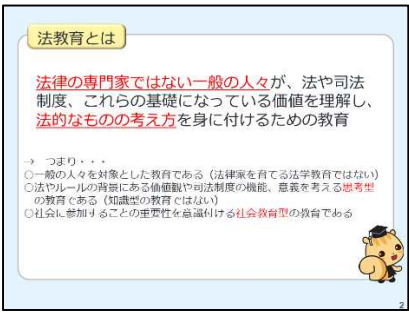
こうした場面におきましては、こういった資質・能力というのは不可欠ではないかと思っております。

こういった能力が疎かとなりますれば、例えばいじめや非行、あるいは犯罪などのひずみにつながっていくのではないかと思います。

次に、法教育の主な内容のスライドですが、先ほど樋口先生の御講演にもありましたとおり、系統性というスライドの中にもあったかと思っております。

時間の関係で細かいところは省略させていただきますけれども、一つ目はルール作りということでもあります。ルールに基づいた紛争解決方法を学んでいただく。

二つ目にありますのは、契約自由の原則などの私法の基本的な考え方を身に付けていただく。



三つ目でございますが、個人の尊重、自由、平等など、憲法に書かれていることであり
ますが、そういった法の基礎となっている基本的な価値、それを身に付けていただく。

四つ目でございますが、司法の役割や裁判の特質などの点を身に付けていただくという
ものです。

こうした点、いずれも重要なものです。

皆様には既に御案内のことかもしれませんが、法務省に設置しました法教育推進
協議会では、様々な教材を御用意させていただいております。

昨年のセミナーにおきましても御紹介をさせていただいたところでありますが、今回少
しお時間いただいて改めて御紹介させていただければと思います。

例えば、こちらのスライドで御覧いただいている
ものは冊子の教材、あるいは視覚聴覚教材、DVDの教
材です。

小学生、中学生、高校生ということで、様々な段階
に応じた教材を作成させていただいております。

小学生向けの冊子教材でございますが、身近な問題
を取り上げながら、先ほど申し上げました教育の内容
を身に付けていただけるようになっております。

例えば、小学校3・4年生向けの欄を見ていただき
ますと、約束をすること、守ることのところが題材で
ございますが、ゲームの貸し借りを巡るトラブルの事
例を通じて、約束をすること、守ることの意義を理解し
てもらおうという内容の教材を作成しております。

身近な例を取り上げて、できる限り興味・関心を惹
くような作りとなっております。

先ほどの教材とパラレルな形で、視聴覚教材も御用
意させていただいております。

アニメーション仕立てになっておりまして非常に親
しみやすいものとなっております。私も小学5年
生と2年生の子供がいるのですがけれども、2年生の子
供でも、十分理解ができるということで面白かったと
言っていました。

続いてのスライドは、中学生向けの冊子教材でござ
います。

これも御覧の内容のおりとなっております。

一番上のところ、例えばルールづくりのところを御
覧いただきますと、ゴミ収集に関する題材を取り上げ



小学生向け冊子教材の題材一覧

題材	想定教科等	概要
小学校3・4年生向け 友だち同士のけんかとその解決	特別活動「学級活動」	借りた本を汚してしまいかになったという事例を通じて、当事者間の交渉や第三者が交えた調停について考え、紛争を解決するために必要な態度や心構えを理解する。
約束をすること、守ること	特別活動「学級活動」	ゲームの貸し借りをめぐるとらぶるの事例を通じて、約束をすること、守ることの意義を理解する。
小学校3・4年生向け もめごとの解決 — 国民の司法参加— ルールづくり	社会科 総合的な学習の時間 特別活動「学級活動」	細則をおぼつかどうかどうかというめもめごとの事例を通じて、事実を正確に把握して評価し、事実に基づいて公正に判断することの大切さを理解する。
小学校3・4年生向け 情報化社会における 表現の自由と知る権利 — 情報の受け手— 送り手として—	社会科	SNSやインターネットを題材とした事例を通じて、表現の自由と知る権利の意義、プライバシー権を理解する。



中学生向け冊子教材の題材一覧

題材	想定教科等	概要
ルールづくり ごみ収集に関する ルールを作ろう	社会科	ごみ収集場まわりの身近なトラブルについて、自治体の経済性やルールづくりの重要性を踏まえて、法ルールを作る人の大切な役割を理解する。
ルールづくり マンションのルール を作ろう	社会科	身近な事例の事例を通じて、私法に基づいた原則である契約自由の原則とそれの修正原理である「消費者保護」を学び、契約を理解する際に、消費者保護や消費者、公正かつ他の権利を尊重する。
私法と消費者保護	社会科 技術・家庭科	平穏な社会における多様な権利の衝突を事例を通じて、個人が決められるべきことと個人が決められないことについて考え、権利の行使と責任の重み、基本的人権の尊重、三種の力のつなげられていることを理解する。
憲法の意義	社会科	日本国憲法が定める基本的人権の尊重、法の下の平等、国民主権の原則に基づいて、裁判官の役割や裁判の仕組みや機能について理解する。
司法	社会科	日本国憲法が定める基本的人権の尊重、法の下の平等、国民主権の原則に基づいて、裁判官の役割や裁判の仕組みや機能について理解する。

て、ルールづくりの大切さ、あるいは法の大切さということを理解していただく内容になっていたり、あるいは二つ目のところ、消費者保護の欄を見ていただきますと、買い物の事例を通じて、契約自由の原則などを理解していくという内容になっております。

続いてのスライドですが、これも先ほどの冊子教材に対応する視聴覚教材でございます。

こういった視聴覚教材、先ほどの小学生向けも然り、中学生向けも然りでありますが、DVD媒体だけでなく、法務省のYouTubeチャンネルでもアップさせていただいております。

是非御活用いただければと思います。

それぞれの單元について、短い内容になっておりますので、一コマの授業で活用していただけるようになっております。

続いてでございますが、高校生向けの冊子教材であります。

ルールづくりに関し、海水浴場の利用ルールであるとか、あるいは大学入試のアファーマティブ・アクションなどを取り上げさせていただいて、ルールづくりの重要性、あるいはルールの重要性というものを理解していただける内容となっております。

続いてのスライドでございますが、私法と契約ということであったり、紛争解決ということで民事の裁判、あるいは刑事の模擬裁判などを取り上げさせていただいております。

また、高校生向けに「18歳を迎える君へ」というリーフレットを昨年配布させていただいております。

成年年齢の引下げに伴いまして、留意すべき点をまとめたものとなっております。

これもマンガ仕立てとなっておりますので、高校生の皆さんが自分で読んで十分理解できる内容となっております。

例えば社会科の先生、あるいは家庭科の先生におきましては、このリーフレットを用いまして授業で活用をしていただいたということも聞いております。

法務省のホームページに専門家による解説動画を掲載させていただいておりますので、それを参考にさせていただければと思います。

こちらのリーフレットは、今年も全国の高校2年生に配布する予定としております。

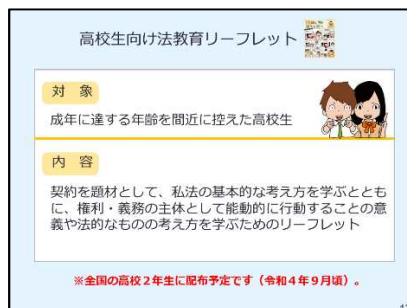


高校生向け冊子教材の題材一覧①

題材	概要
合意形成を図ろう ～どこに協定するべきか～	協定の重要性を学ぶ。協定の重要性を学ぶ。
新たなルールを考えよう ～ルールのない村～	協定の重要性を学ぶ。協定の重要性を学ぶ。
海水浴場の利用ルールを作る	協定の重要性を学ぶ。協定の重要性を学ぶ。
大学入試のアファーマティブ・アクションについて考えよう	協定の重要性を学ぶ。協定の重要性を学ぶ。

高校生向け冊子教材の題材一覧②

題材	概要
私法と契約 契約とは何か	私法と契約の重要性を学ぶ。私法と契約の重要性を学ぶ。
民事紛争解決① ～民事紛争解決の重要性を学ぶ～	民事紛争解決の重要性を学ぶ。民事紛争解決の重要性を学ぶ。
民事紛争解決② ～民事紛争解決の重要性を学ぶ～	民事紛争解決の重要性を学ぶ。民事紛争解決の重要性を学ぶ。
刑事模擬裁判 ～被告人は「犯人」なのか～	刑事模擬裁判の重要性を学ぶ。刑事模擬裁判の重要性を学ぶ。



高校の先生方におかれましては、昨年配布に御協力いただき、この場を借りて御礼申し上げます。

また、このリーフレットに関しましては、授業で用いるためにパワーポイント用のデータが欲しいというお求めをいただいております。

今年は、できればこの紙媒体の配布にあわせて、パワーポイント用のデータもこちらで御用意させていただきまして、ホームページにアップさせていただけるように準備を進めているところでございます。

次のスライドは、法教育教材を使用したモデル授業例ということで、こちらも法務省のホームページに掲載させていただいているものでございます。

授業を実施した先生方の御厚意によりましてアップさせていただいているものでございます。

小学校、中学校、高等学校におきまして、それぞれ授業を行っていただきまして、実践報告も付けていただいております。

その中には、生徒さんのアンケート、あるいは振り返りの内容も記載させていただいております、大変参考になると思います。

是非御活用いただければと思います。

続きまして、出前事業について御説明させていただきます。

15ページ目のスライドになります。

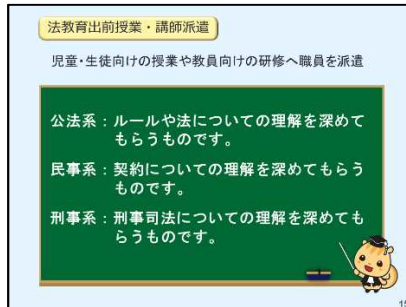
法務省では、児童・生徒向けの授業、あるいは教員向けの研修に職員を派遣しております。

テーマは大きく分けて三つ、公法系・民事系・刑事系がございます。公法系におきましては、大きなテーマでございますが、ルールや法についての理解を深めていただくもの、民事系といたしましては、契約、契約自由の原則などの理解を深めていただくもの、刑事系については、刑事司法についての理解を深めていただくものということになっておりまして、成年年齢の引下げに伴いまして、契約の関係、あるいは裁判員裁判の裁判員となることもできるようになりましたので、こういったところを知っていただくのは非常に重要なことであろうと思います。

続いてのスライドでございますが、出前授業の依頼の流れを御紹介させていただきます。



実施日時	実施場所	実施者	実施内容
2019年10月15日	東京都立大塚高等学校	法務省 法務局 法務官	法教育教材を使用したモデル授業
2019年10月16日	東京都立大塚高等学校	法務省 法務局 法務官	法教育教材を使用したモデル授業
2019年10月17日	東京都立大塚高等学校	法務省 法務局 法務官	法教育教材を使用したモデル授業
2019年10月18日	東京都立大塚高等学校	法務省 法務局 法務官	法教育教材を使用したモデル授業
2019年10月19日	東京都立大塚高等学校	法務省 法務局 法務官	法教育教材を使用したモデル授業
2019年10月20日	東京都立大塚高等学校	法務省 法務局 法務官	法教育教材を使用したモデル授業
2019年10月21日	東京都立大塚高等学校	法務省 法務局 法務官	法教育教材を使用したモデル授業
2019年10月22日	東京都立大塚高等学校	法務省 法務局 法務官	法教育教材を使用したモデル授業
2019年10月23日	東京都立大塚高等学校	法務省 法務局 法務官	法教育教材を使用したモデル授業
2019年10月24日	東京都立大塚高等学校	法務省 法務局 法務官	法教育教材を使用したモデル授業
2019年10月25日	東京都立大塚高等学校	法務省 法務局 法務官	法教育教材を使用したモデル授業
2019年10月26日	東京都立大塚高等学校	法務省 法務局 法務官	法教育教材を使用したモデル授業
2019年10月27日	東京都立大塚高等学校	法務省 法務局 法務官	法教育教材を使用したモデル授業
2019年10月28日	東京都立大塚高等学校	法務省 法務局 法務官	法教育教材を使用したモデル授業
2019年10月29日	東京都立大塚高等学校	法務省 法務局 法務官	法教育教材を使用したモデル授業
2019年10月30日	東京都立大塚高等学校	法務省 法務局 法務官	法教育教材を使用したモデル授業
2019年10月31日	東京都立大塚高等学校	法務省 法務局 法務官	法教育教材を使用したモデル授業

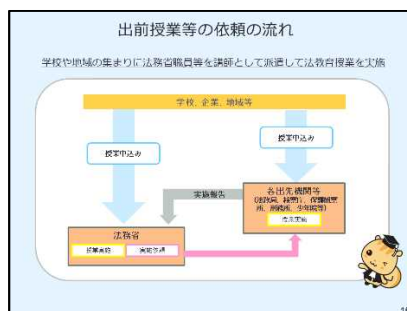


公法系	民事系	刑事系
ルールや法についての理解を深めてもらうものです。	契約についての理解を深めてもらうものです。	刑事司法についての理解を深めてもらうものです。

これは法務省、あるいはその出先機関にお申し込みをいただく場合の流れでございます。

法務省に直接お申し込みをいただく場合は、右の矢印の流れとなっております。

手前どもが直接学校に赴いて授業を実施させていただくこともあれば、例えば法務省であれば、各地に出先機関を抱えています。



例えば、民事系では、法務局、刑事系では、検察庁がでございます。

あるいは保護観察所であったり、刑務所であったり、少年院であったり、こういった出先機関を抱えておりますので、これらの職員が赴いて授業を実施させていただくという場合もございます。

それぞれ法務省のホームページ、あるいは出先機関のホームページに、出前授業の連絡先を記載しておりますので、参考にしていただければと思います。

法務省の出前授業の例を御紹介させていただきます。

法務省におきましては、検事出身の職員、あるいは裁判官出身の職員を抱えております。

そうした者を中心に、御要望に沿った内容、例えば民事系であれば裁判官出身、刑事系であれば検事出身の職員を派遣して、御説明をさせていただきます。

17ページ目のスライドは、実際に千葉県の高校2年生を対象に出前授業をさせていただいたときに使った資料ですが、御紹介したいと思います。



学校からは、主権者になることの意識付けを中心に学ばせたいといったお求めがございました。

そこで、我々からは、ルールづくりについてのテーマで、講義とともに、議論をさせていただいたものです。

右側のスライドにありますとおり、まず、海水浴場をめぐる問題の洗い出しについて、このスライドを示さずに、まずは生徒さん達で議論をしていただいた上で、例えばこういった問題があるのではないかとすることで、提案型の説明をさせていただいております。



その上で、次の18ページ目のスライドであります。問題解決に対してはどのようなルールが必要なのかということ、そもそもなぜルールが必要なのかということについて議論をしながら、こういったスライドを使って御説明を申し上げたところでございます。

その際には、やはり様々な考え方、様々な立場があるということを意識していただくというところが大事かと思っております。

19ページのスライドでございます。

これもまた別の出前授業で取り上げた例でございます。

スライドの上の部分、「契約について」というところではありますが、これは昨年、例えば東京、岐阜、石川の各高校からお求めがあったものでございまして、成年を迎えようとする高校2年生あるいは3年生を対象に、契約に当たって気を付ける事項を教えてほしいというお求めがありましたので、先ほど御紹介申し上げました「18歳を迎える君へ」というリーフレットを使いながら、契約の際の留意点であるとか、あるいはそもそも契約とは何か、契約の自由というところについて御説明申し上げたというものでございます。

また、スライドの下の部分でございますが、これは今年実施したものです。

都内の高校から、個人の自由の尊重についての講義のお求めがあったものでございます。

そこで、最近のSNSを利用した情報発信につきまして、書き込んだ側、あるいは書き込まれた側に分かれて議論をしていただいたというところでございます。

また、今年ちょうど刑法が改正されまして、侮辱罪の法定刑が引き上げられましたので、そのことも併せて御説明申し上げまして、議論をしていただいたというところでございます。

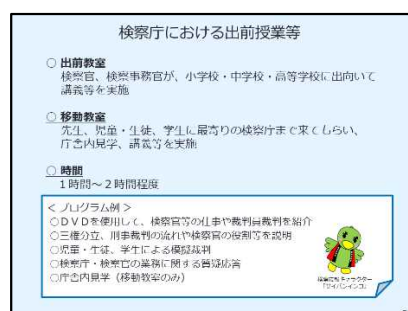
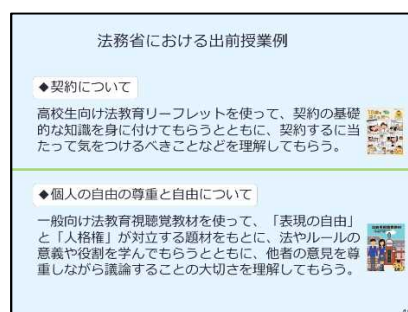
続いて20ページ目のスライドは、検察庁における出前授業でございます。

検察庁は、検察官、検事が所属しています。

例えば、出前教室であれば、検事や検察事務官が小学校、中学校、高校に赴きまして講義を実施したり、あるいは移動教室ということで、先生方や生徒さんに検察庁に来ていただいて、庁舎内の見学をしていただくというところでございます。

好評なのは移動教室でございまして、実際に取調室を見ていただいたり、庁によっては証拠品なんかを見ていただいたりすることもあるのかなと思いますが、そういった生の部分に触れていただくことで、非常に関心高くお話を聞いていただけるということでございます。

時間も1時間であったり時間であったり、お求めに応じてプログラムを組ませていただきますので、御活用いただければと思います。



21 ページ目のスライドは、これは東京地検における出前授業の例です。

スライドの左手にございますが、模擬取調べというものも実施しております。

こうした中で、黙秘権の重要性であるとか、あるいは真実発見という憲法等の要請や重要性、あるいは価値の対立、こういったものを体感していただいたり、あるいはスライドの右手にございます模擬裁判を実施いたしまして、その中で「疑わしきは被告人の利益に」というような、基本的な考え方を体感していただけるようにしております。

先生方におかれましては、学習の目的、あるいは移動教室に割ける時間を御提案いただければ、こちらで是非アレンジしたいと思っておりますので、御活用いただければと思っております。

お問い合わせ先も書かせていただきますので、御活用いただければと思います。

また、東京以外の千葉、横浜など各地検におきましても同様に、出前授業あるいは出張教室というものを行っておりますので、御活用いただければと思います。

22 ページ目のスライドでございますが、これは裁判所における出前授業でございます、裁判所もそれぞれ地裁があり、例えば東京地裁でしたら、民事部・刑事部に分かれておりまして、民事部であれば、例えば民事裁判の仕組み、契約に基づく民事裁判について、刑事部でありましたら、裁判員裁判などの刑事裁判について、御説明いただけるものと思えます。

このアドレスから申し込んでいただければと思えます。

次のスライドですが、民事裁判ジュニアツアーということで、裁判所におきましても、実際の法廷に足を運んでいただいて、生の事件を見ていただくということになるかと思いますが、まずその生の事件について御説明を申し上げた上で、実際の生の事件の証人尋問を見ていただくということとなっております。

続いて24ページ目のスライドは東京家裁における出前授業でございます。

家事事件や少年事件を担当している裁判官が講師となつて講義をさせていただきます。

家事事件というのは家庭にまつわる紛争でございます。

あるいは少年事件というのは非行事件でございます。

生徒さんにとってはより親しみがあるかもしれません。

こちらにつきましても裁判所のホームページからお申し込みいただくこととなっております。

25ページ目のスライド、弁護士会における法教育です。

日本弁護士連合会におきましては、全国の弁護士会を通じて出張講座を行っております。

各地の単位弁護士会につきましては、日弁連のホームページからアクセスできますので、是非御参考にしていただければと思います。

なお、東京の弁護士会は、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の三つ組織があり、それぞれが取組を行っております。

特に地域との対応関係ではございませんので、皆様方におかれましては、適宜の弁護士会にお申し込みいただければと思います。

こちらは東京弁護士会における取組です。

例えば、小学生から高校生を対象にした模擬裁判、あるいは次の2点目でございますが、ルール作りの講義、あるいは裁判傍聴については刑事裁判を弁護士さんと一緒に傍聴するという内容となっております。

時期に応じまして、ジュニア・ロースクール、あるいはオータムスクールというイベントを開催しているということでございます。

こちらは第一東京弁護士会の出前授業の例でございます。

おおむね同様の内容となっております。

28ページ目も同様の、こちらは第二東京弁護士会の法教育の例でございます。

こちらも同様のものとなっております。

刑事模擬裁判の授業などもいただいているという事です。

また、裁判傍聴の引率ということで、先ほどの刑事裁判あるいは民事裁判の傍聴の引率も行っていただけるということ事です。

是非御活用いただければと思います。

本日は時間の都合上、御紹介できませんでしたが、司法書士会におきましても、法教育について精力的な活動を行っていただいていると聞いておりますので、例えば検索で「司法書士 法教育」ということで検索していただければ、そのホームページに行きつので、是非御参考にしていただければと思います。

以上、雑把ではございましたが、出前授業等について御説明させていただきました。

是非御活用いただければと思います。

ありがとうございました。

弁護士会における法教育 第二東京弁護士会

- 出前授業一冊
 - 模擬立法（模擬国会）授業～社会の発展について学び、その発展を考えたみよう！
 - 模擬裁判授業～刑事検察官の役割を学び、その役割を考えたみよう！
 - 身近なコミュニケーションのルール作り授業～地域や学校での問題について解決方法を考えてみよう！
 - 契約のルールプレイ授業～契約について学び、交渉や契約の重要性を体験してみよう！
 - 模擬調停（ADR）授業～権利と責任のバランスを考えたみよう！
- 社会で起きていることを自分事として捉え、考えることを意識した授業内容（主体的・対話的で深い学びの実現）になっています。学校のコースに応じて教材のアレンジもしています！

●ジュニアロースクール
年に数回（主に春・夏）、小学生（在学していない）も参加も歓迎です。
弁護士と一緒に「法」の学び方を学ぶことができます。
生徒たちの必要の場にも参加しています。

●その他、裁判傍聴引率なども行っています！
詳しくは第二東京司法書士会のホームページ（http://www.2tba.or.jp/）をご覧ください。

（第二東京司法書士会事務局より提供）

【5. 分科会】

1) 小学校分科会

世田谷区立烏山北小学校 主任教諭 渡辺 大介
弁護士 張江 亜希

【司会】

それでは、分科会を開始いたします。はじめに、講師を御紹介いたします。本日の講師は、世田谷区立烏山北小学校主任教諭の渡辺大介先生です。また、渡辺先生の授業実践にゲストティーチャーとして参加された弁護士の張江亜希先生にも御同席いただいております。それでは渡辺先生、張江先生、どうぞよろしくお願いいたします。

【渡辺大介教諭】

先生方、こんにちは。先ほど御紹介いただきました世田谷区立烏山北小学校で、5年生の担任をしております、渡辺大介と申します。よろしくお願いいたします。

まずは簡単に自己紹介をします。私は、今、世田谷区内の学校に勤めているのですが、それまでは八王子市内の小学校や山梨県内の小学校・中学校などで勤務し、現在に至っております。今年4年目ですが、6年生はまだ担任していないという状況です。本校は、区内では中規模くらいの規模の学校です。今年、70周年を迎える節目の年になっております。

スライド右側に本年度の研究主題を載せております。昨年度まで、カリキュラムマネジメントに関わる研究を行っており、今回の実践もカリキュラムマネジメントを意識した単元計画にしておりますので、その辺りも追々お話をさせていただきます。と思っています。

烏山北小学校は、6年生が3クラスありますが、今回は、この3クラス全てを借りて授業をさせていただきました。今年の6年生は、昨年まで、3・4・5と私が3年間持ち上げてきた学年ですので、子供たちと私の関係は全く知らない同士ではないということを付け加えておきます。

それでは、実践報告へ移りたいと思います。まず、今回の単元において、私が一番意識したところは、「子供たちに憲法や政治を身近に感じてもらいたい」という想いをもって授業を行ったことです。子供たちにとって憲法や政治と聞くと少し遠い大人の世界のイメ

教員向け法教育セミナー 小学校分科会

令和4年8月18日（木）
東京都 世田谷区立烏山北小学校
主任教諭 渡辺 大介

学校紹介



世田谷区立烏山北小学校
全校児童：662名（21学級）
創立70周年

校内研究 主題

これからの社会を生き抜く
児童の育成
～思いやりの心/
主体的・対話的・探究的な
授業づくりを通して～

ージがあるかと思うのですが、その距離感をいかに縮め、子供たちが憲法や政治を自分ごととして感じられるか、そういったところを意識して単元計画を立てたり、授業を行ったりしました。

単元計画ですが、全11時間で計画いたしました。「つかむ」段階が2時間、「調べる」段階が7時間、「まとめる」が1時間、「つなぐ」が1時間の合計11時間という単元設定で行いました。私は6年生の担任ではないので、全ての時間について、私が指導できたわけではないのですが、法務省作成教材



「きめきめ王国」を活用した3時間目の授業と、一番最後の11時間目、ゲストティーチャーを活用した授業、そこを私が持たせていただいたという、そういうタイムラインになっております。特に3時間目に関しては、カリキュラムマネジメントの人的・物的な体制確保ということを意識した授業を行い、最後の時間は、人の活用を意識した授業を展開しました。

では、まず実践紹介1ということで、単元計画でいう3時間目のところになります。調べる時間の1時間目になります。法務省作成教材の「きめきめ王国」を活用して、権利や自由の意味についてお話をしていきました。簡単に説明いたしますと、王様が情報を全て管理するという架空の王国を舞台にして、子供たちと一緒に「権利って何かな」ということを話し合う、そのような内容の授業展開をしました。



今回の3時間目だけではありませんが、単元全体を組み立てるに当たっては、6年生の担任とも、少し打合せをしております。先行オーガナイザーという考え方も少し用いて、子供たちの理解を深めたり、見通しをもって学習をしたりしていこうと、そういう話しておりますので、付け加えておきます。先行

実践1 ねらい

先行オーガナイザーの考え方を
用いて、理解を深めたり、見通し
をもたせたりする。

オーガナイザーについて御存知な方も多いと思いますが、これは、概略を先に提示して大枠をつかんでおくことによって、既に知っている情報と関連付けて理解を促すというものです。今回の例でいいますと、導入の段階で子供たちと一緒に学習計画を立てるのですが、その段階で、今回の単元はどういうことを学習していくのかという大枠を子供たちと一緒につかんでいきました。

今回の単元の4時間目に、基本的人権の尊重について学習する時間がありまして、私も過去2回ほどその授業をやりましたが、権利や自由について、割と子供たちは難しいとか暗記をしなきゃいけないんだというイメージを持っていることが多かったので、そこは学習に臨みやすくするために、基本的人権の学習をする前に、今回の「きめきめ王国」を活用して、権利や自由ってこういうことだよという大枠を少しつかんでもらってから、基本的人権などについて学習していこうと考えました。それでは、3時間目の授業の様子を御覧ください。憲法や政治の学習はなかなか難しいというイメージがあるかと思うので、導入段階では身近なところから入っていきました。

(授業動画を視聴)

子供たちが結構自由に発言していたのですが、身近なところから、どのようにニュースを手に入れているか、と質問して導入を行いました。この導入のあとに「きめきめ王国」の概要を説明して、スライド左側のプリントですね、ワークシートを配布して状況把握を一緒にして、「きめきめ王国」のように情報を受け取る手段が限られていたらどんな不都合が起こるかなということについて話し合いをしました。そして、その話し合いの後に、今度は現在の日本と「きめきめ王国」を比較して、様々な手段で情報を得られる良さって何なんだろうということについて、話し合いをしていきました。こちら授業の様子も御覧ください。

(授業動画を視聴)

知る権利という名称を出したんですけれども、子供たち、既に知ってるよという子が3割弱くらいいたかなという認識でした。今の動画は授業の前半なんですけれども、授業前半で知る権利について少し伝えまして、後半は今映っているワークシートを活用して、今度は自由に関する学習を進めていきました。今回は、表現の自由に絞って考えていったんですけれども、一人一人が自分の思っていることや考えることをそのまま発信できるとどうなるかというのを、個人作業でワークシートに記入をしていき、交流をしながら、僕はこうだ、私はこうだという形で意見交換をして

もらいました。そのあと、思ったことや考えたことを自由に発信できる良さは何なののかについて発表したり、考えたりしました。そのときの授業の様子です。

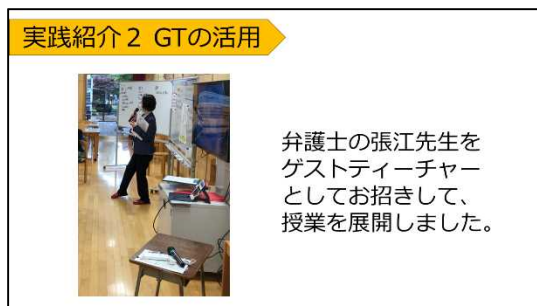
(授業動画を視聴)

このあとの時間は、それぞれのクラスの担任の先生に授業をお願いしていたというのもあり、知る権利や表現の自由に、あまり深くなりすぎてしまうと、それだけで授業が終わってしまいますので、子供たちが「他にどんな権利や自由があるのかな」とか結構呟いていましたが、「そこに関しては、次の時間で勉強してね」という感じで終えました。このような形で知る権利と表現の自由を例として、大枠をつかむ時間にいたしました。

こちらは3時間目の授業の振り返りになります。右下の赤い枠で囲ってあるところを拡大したのが吹き出しの部分になります。ある子の振り返りには、「私たちの生活は情報をたくさん知れて困らないけど、気を付けることが大切だとわかりました。この学習を生かして上手く情報を活用出来るようになりたいです。」と書いてありました。最初に情報について触れたので、感想にも情報に関するところがたくさん書いてあったんですけども、学習に生かしてというようなことを書いている子もいました。

また、別の子の振り返りなんですけれども、「知ることができる情報が限られていたら、みんなにとって不都合で生活がつまらないけど、権利があるから自由にできたり、生活が楽しくなる。」というようなものがありました。子供なりの言葉で権利であったりとか、自由の関係というところを考えているんじゃないかと思っています。ここまでが第3時の紹介でございます。

続いて、実践紹介2でございます。11時間目でございますけれども、ここでの授業は弁護士の張江先生をゲストティーチャーとしてお招きして授業を展開いたしました。ゲストティーチャーの先生を活用し、話合いの質をより高めたいというところを狙いにして話しました。



(授業動画を視聴)

ここは前の時間までを振り返って、自分のまとめを共有していた時間でございます。別のクラスの振り返りの様子も御覧ください。

(授業動画を視聴)

子供たちは、一人1台iPadを持っていますので、ノートやアプリにまとめた自分の考えなどを確認しながら振り返りを行いました。先ほどの振り返りの中に関係図という言葉が出てきたかと思うんですけど、それはこういうものでございます。

これはいろいろな単元でまとめの時間で作っているんですけども、それぞれの時間のまとめを付箋に書いて、付箋同士にどのようなつながりがあるのかを矢印や線で結び、関係性を1枚の図にしたものが関係図になります。右側に学習問題とその学習問題に対する自分なりの考えを書いています。

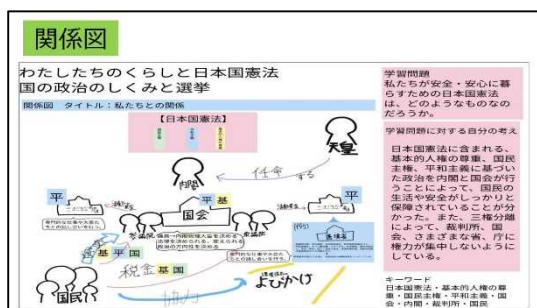
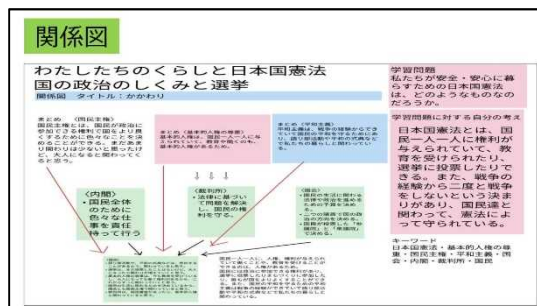
先ほどの動画では、右側の学習問題に対する自分の考えを共有するという子が多かったかなと思います。これも別の子が書いた関係図で、付箋だけでなくイラストも使ってまとめてあるんですけども、自分が見やすいように省略記号を使ったり、工夫したりしながらまとめています。今回の実践とは少し外れてしまうかもしれませんが、関係図というものを作成して、それを共有した時間にもなりました。次の動画を御覧ください。

(授業動画を視聴)

私の方から一斉配信した資料がこちら「世界の議会選挙投票率ランキング」という資料になります。私が投げかけなくても、すぐ友達同士で話し合ってる様子が見られましたので、その様子を御覧ください。

(授業動画を視聴)

ここは、単元計画に基づいて色々権利のことも学習しているので、この資料を共有した後に、参政権という言葉が出て、参政権があるのに投票率が低いよねとか、なんで使わないんだろうみたいな、そういうつぶやきも結構ありました。そこから私も拾って、憲法をどうやって生かしていけばいいのかとか、どうやって関わっていけばいいのかなどという形で、授業のめあてにつなげたという流れになっております。



世界の議会選挙投票率ランキング		
世界	世界の議会選挙投票率ランキング	
66	イタリア	72.93%
74	スペイン	71.76%
87	カナダ	67.65%
89	イギリス	67.55%
97	韓国	66.21%
129	アメリカ合衆国	56.84%
139	日本	53.68%
52	ドイツ	76.15%
58	台湾	74.86%
1	ベトナム	99.26%
2	ラオス	97.94%
3	シンガポール	95.81%
8	オーストラリア	91.89%
18	スウェーデン	87.18%

出典『GLOBAL NOTE』

一つのクラスでは「参政権」という言葉が出てこなかったもので、私の方から「参政権って勉強しなかった？」という感じで振ったところはありませんでしたが、資料と学んだことをつなげながら、自分たちなりの疑問を出しているという場面が見られました。このあと、日本国憲法とどういふふうに関わっていければよいのかということグループで話し合っていくわけなんですけれども、そのときに使った資料が2種類あります。

一つは「日本の投票率の移り変わり」という資料です。10代が投票に初めて参加した2021年に行われた選挙の結果までを入れてみました。中には、同じ年代の人たちが加わっても、投票率にそんなに伸びがないということを書いている子供たちもいましたが、こういった10代が参加したものを例に載せたりですか、あとは「国民の政治参加の例」という資料も話合いの資料として入れておきました。



資料2は山形県の遊佐町の資料で、子供たちが議会を開いているという少年議会の資料です。

資料2
山形県遊佐町では、2003年度から若者の力によるまちづくりをめざし、遊佐町に住む中学生・高校生の中から「少年町長」「少年議員」を直接選挙で選び、「少年議会」を開いている。
～中略～
少年議会には年間45万円の予算が割り当てられており、大人の議員も参加して審判を行う。これまでにマスコットキャラクターの募集やバスケットゴールの設置などが実現している。
NHK『ガチボリ!!』
『山形県遊佐町HP』参照

資料3
議会選挙の投票率18位(194が国中)のスウェーデンでは、小学校低学年から民主主義について学ぶ時間があり、12歳から「模擬投票」が行われている。実際の選挙と同じ日に同じ候補者に投票する。さらに選挙前には、候補者が学校に演説に来る。
また、学校生活の中で投票が行われることがたくさんある。限られた予算でどのような遊具を買えばよいか全校児童で投票して決めている。
NHK for school
『投票率が高いスウェーデン』参照

資料3は「NHK for school」を活用し、外国の事例、国内と国外でそれぞれの同年代の人たちがどういふふうに関与しているのかという例を示しました。子供たちの想像だけで話が進むんじゃなくて、資料を基に話合いが進むといいなと思ひまして、このような資料を用意して話合いを行いました。

ここからは話合いの様子になります。張江先生にもどんどん子供たちの話合いの中に入っていました。では、御覧ください。

(授業動画を視聴)

話合いの様子や発表の様子を見ていただきました。今回、張江先生とは、授業の最後に、総括のお話をさせていただきただけではなくて、子供たちの話合いに入っていたことで、子供たちがより主体的に学んでいけるのではないのかという打合せをしまして、こういう形で入っていただきました。張江先生から、子供たちの話合いの様子で何か気づいたこととか、印象に残っていることがありましたら伺いしたいと思ひます。

【張江亜希弁護士】

弁護士の張江です。よろしくお願ひいたします。私の方から2点ほど、児童さんと話して気付いた点をお話させていただきたいと思ひます。まず、「日本の投票率の移り変

わり」という資料を見ていただいたのですが、1990年は73.31%という、割と高い投票率であるにも関わらず、93年とか96年になると、いきなり落ち込んでいるという数値を見て、「それは何か理由があるんですか？」という質問をされました。その時私が感じたのが、数字として見ているだけではなくて、そうなった理由がどこにあるのかと考える探求心が生徒さんの中にあるんだなということです。私が、「1990年というのは、社会的にはバブル経済で景気がよかったけど、93年とか96年になると経済が低迷してきてちょっと社会に元気がなかったよね。」と話す、「じゃあそういうことも影響して、選挙の投票率が下がっているのかもしれないね。」というような発言をしていた生徒さんもいました。

もう一点は、「国民の政治参加の例」の資料2の山形県遊佐町の資料を見ていた児童さんからの質問です。「この中から聞いていいですか。」という質問をされたので「どんなことでも聞いていいよ。」と伝えると、「少年議会に年間45万の予算が割り当てられているんだけど、本当に使っているの？」と聞かれました。「これは議会で少年議会に割り当てられたもので、少年議会で決めれば使っているものなんだよ。」ということと話した上で、何でそれが気になったのかなと思ったので、「どうしてそれが気になったの？」と聞いてみました。すると、その子はバスケットゴールはいらなと思っていらしく、「自分がいらなと思っているものに予算って使っているのかな。」と話していたので、「あなたはいらなかもしれないけれども、議会で話し合った結果、今回はバスケットゴールに使おうということになったんだよ。もし、あなたが少年議会に入っていたら、自分の使いたいものをどういう理由で使いたいのか話してみてもいいんじゃないかな。」というようなお話をしました。

【渡辺大介教諭】

ありがとうございます。このような形で話し合いは進みました。こちらは、授業後に子供たちに書いてもらった振り返りやノートを見させてもらったものの抜粋ですけれども、それぞれの資料の要点はつかめたのかなと思います。また、これは課題にもなりますが、資料の横にメモ欄があったら、話し合いの際に子供たちにとって便利かなと思って用意してみたんですけども、逆にメモ欄に読み取ったこととかを書くことに夢中になってしまって、話し合いが停滞してしまったみたいなこともありました。最初のクラスの様子を見て、残りのクラスではそのメモ欄を消して、話し合いの方に重点を置けるように、そういった工夫もいたしました。授業の最後に、張江先生から授業全体の話し合いの価値付けをしていただいたのですが、子供たちが自分ごととして捉えられるように、香川県のゲーム禁止条例の話もお話ししていただきました。

資料1	資料2	資料3
<ul style="list-style-type: none"> ・10代が選挙に参加しても、投票率が低い。若者も政治に対して関心が低いのだと思う。 ・任せっきりはだめだと思った。 ・スマートフォンやSNSを利用すれば投票率が上がるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊佐町では、大人も子供も政治に参加している。若い力が必要なのだと感じた。 ・子どものころから政治に参加する経験をもつことが大切だと思った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・12歳から模擬投票を行っている。子どもの頃からの経験が大切だと思う。 ・スウェーデンでは、選挙や政治参加が習慣化していると思った。

(授業動画を視聴)

このような形で、授業の最後に張江先生にお話をさせていただきました。張江先生の方から、授業全体の様子とか気付いたことがありましたらお願いします。

【張江亜希弁護士】

このクラスは子供たちがとても積極的なクラスだったので、たくさん意見が出たのですが、他のクラスの中には、「自分たちの社会のことは偉い人に決めてもらえばいいんじゃないか」という意見が生徒さんたちの中で出ていたりしました。でも、最後に香川県のゲーム禁止条例の話をする、「えーそんなこと勝手に決められちゃったら嫌だ」と、やっぱり自分たちのことは自分たちで考えて決めていかなきゃいけないんだな、と意識が変わった瞬間を見られたりしたので、身近な事例を子供たちに感じてもらって、社会で起きていることが他人事じゃないんだということを感じてもらうには、いい授業だったんじゃないかなと思います。

【渡辺大介教諭】


ありがとうございます。これは、11時間目の子供たちの振り返りになります。赤いところを中心に見てみますと、「いい国になるように国民として協力したいと思った。」ですとか、「選挙や憲法の大事さが分かった。」ですとか、「身近で自分たちに関わりのあるところから憲法に関わることをしていけば、関心はわくのではないかと思った。」「今回の授業を通して新しい疑問ができた。」など、自分事として捉えられた授業になったんじゃないかなと思っております。

最後に成果と課題です。まず成果ですが、第3時、法務省作成の教材を使用した授業に関しましては、今回はイラストのみを使わせてもらったんですけども、子供たちが関心を持ちやすいイラストだったので、権利や価値、自由などについてあまり抵抗なく入ることが出来たのではないかなと思っております。また、自分事として考えることができたり、第3時で得た知識を活用したりして、その次の基本的人権の尊重に基づく取組を調べることができたということが成果として挙げられます。

実践2 児童の振り返り

色々な国を見ると、選挙はもう当たり前でやらなきゃいけないものだと感じた。 国によっては模擬選挙があり、それだけ自分の人生に関わっているから自分が投票できるようになったら投票して、いい国になるように国民として協力したいと思った。	今日は班の人と話し合いをして色々な意見が聞けたので良かったです。張江先生の話を聞いて、選挙や憲法の大事さが分かりました。	難しいことからではなく、身近で自分達に関わりのあるところから憲法に関わることをしていけば（憲法や政治に）関心はわくのではないかと、思った。
--	--	---

色々な資料を使い、選挙について調べた。他の国はどのような取り組みをしているのか、今日の授業で新しい疑問ができた。



成果と課題

成果

【第3時】

- ・権利や自由について自分事として考えることができた。
- ・また、第3時で得た知識を活用して基本的人権の尊重に基づく取組を調べることができた。

【第11時】

- ・10代の取組を導入に用いたことで当事者意識をもって話し合いを行うことができた。
- ・ゲストティーチャーにも話し合いに積極的に加わっていただくことで主体的に学びに向かう姿が見られ、憲法や政治に対する関心の高まりがみられた。

第11時に関しましては、10代の取組を導入に用いたりですとか、話し合いを資料の中に入れたりしたことで、自分事として当事者意識を持って話し合いを行うことができたということと、張江先生にも話し合いに積極的に加わっていただくことで、主体的に学びに向かう姿が見られて、憲法や政治に関する関心の高まりが見られました。私は法律や事例にあまり詳しくないので、張江先生との打合せの時に、子供たちの実態に沿った興味関心を引き付けるような事例についていろいろアドバイスを頂いて、それを授業の中に落とし込むことができたので、ゲストティーチャーを活用して良かったと思っております。

課題に関しましては、第3時は、1時間の途中で、知る権利と表現の自由の両方を扱ったため、ちょっと時間的に厳しかった部分もあったということと、権利のところから自由のところに移り変わる繋ぎの部分が、じゃあ次ねと、1回切れてしまったので、その辺りが今後の課題だと思っています。

第11時に関しましては、先ほども少し言いましたけれども、クラスによって資料の読み取りに意識が行き過ぎてしまって、話し合いが少し停滞してしまう場面があったので、どの資料を使うかという資料の精選も必要だと思いました。あと、投票率を上げるための対策の話が中心になったんですけども、日本国憲法に定められた権利が自分たちの生活に深く根付いていること、それを振り返って再度確認するというような時間までちょっと至らなかったかなというところがございます。選挙に関する話題で話が盛り上がりすぎてしまって、終わってしまったというところがあったので、授業展開などを工夫していく必要があるのかなと感じました。

今回機会を頂いてこのような授業をさせていただいたんですけども、権利とか自由とか、そういったものに関することは、社会科はもちろんですけども、その他の教科でも、道徳の時間ですとか、学活の時間ですとか、いろんな時間の中で取り上げることができるかなと改めて感じました。今後、法的な視点を持ちながら、授業作りをしていって、憲法や政治について、子供たちが自分事として考えられるような、そういった子供を育成できるようにしていきたいと思っております。

本日はお忙しい中ありがとうございました。御清聴ありがとうございました。

【司会】

渡辺先生、張江先生、ありがとうございました。それでは、質疑応答に移りたいと思います。質問のある方は、挙手をお願いいたします。

成果と課題

課題

【第3時】

- ・1時間で「知る権利」「表現の自由」を扱ったため、授業をつなげにくかった。

【第11時】

- ・資料の読み取りに意識が向き過ぎてしまい、話し合いが停滞する場面があった。
- ・投票率を上げるための対策に関する話が中心となり、日本国憲法に定められた権利が自分たちの生活に深く根付いていることを振り返り、再度確認しあうような話し合いに広がらなかった。

【質問者】

ゲストティーチャーを活用する授業を実施しようとするとき、いつ頃から準備していたのかということをお伺いしたいです。また、参政権を取り扱ったところで張江先生に入っていたことについてですが、自分のイメージしていた法教育はどちらかという三権分立とか、立法、行政とかそっちの方かなと思っていたので、参政権を取り扱う場面でゲストティーチャーを活用した意図があればお伺いしたいと思います。

【渡辺大介教諭】

ありがとうございます。まず一つ目のタイムスケジュールに関するのですが、私の場合、昨年11月ぐらいには話し合っていました。ゲストティーチャーをお願いする日程に関しては、私はちょっとわからないのですけれども。

【張江亜希弁護士】

弁護士ですと、だいたい2ヶ月先までの予定が決まっていることが多いです。そのため、2ヶ月前くらいには御連絡いただくと、日程も確保しやすいかなと思います。1ヶ月前でも空いていれば対応できる場合もあると思います。ただ、「来週で」となると難しいかなと思います。私は御予約いただくに当たって、2ヶ月前の御連絡をお願いさせてもらっています。

【渡辺大介教諭】

次に参政権のところでは張江先生に入ってもらった理由をお話します。今回の単元を考えるにあたって、どの部分に関して張江先生にお話をさせていただくか、すごく悩んだんですけど、単元を作っていて、子供たちが学んできたことを使って話合いが盛り上がりそうなところを、打合せさせていただいた時に、今、選挙のその辺りが、子供たちにも、こういう事例もあるから分かりやすいんじゃないかとアドバイスいただきまして、国民権の選挙に関わるところに絞って授業を行いました。三権分立とかをやれば、話題が広げられてもっと話が盛り上がったかもしれないので、今後考えていければと思っています。ありがとうございました。

【司会】

司法を勉強するときなどに弁護士が授業に参加することが多いと思うのですが、選挙権に絡めて、法律家の視点からお話ししていただく場合に、どのようなことが教えられるのかについて御紹介いただければと思います。

【張江亜希弁護士】

ありがとうございます。法教育の目的は「生きる力」を身に付けるというところにあります。そのために、必要な知識を得るということもそうなんですけども、得た知識を使ってより良い社会の形成を目指すということです。まさに選挙権のところと呼んでいただけて大分盛り上がったのかなと思っています。制度の説明をするだけではなくて、持っている権利を使って、どういう社会を作っていきたいのか考えていこうという話がありました。身近にどういう問題があって、どう考えていくのかという話に発展しやすいので、今回のようなテーマの授業に呼んでいただけた方が我々は法教育の授業として話しやすいかなと思います。

【司会】

ありがとうございます。それではお時間も過ぎましたので、質疑応答は終了したいと思います。改めまして、渡辺先生、張江先生、本日は誠にありがとうございました。

2) 中学校分科会

渋谷区立笹塚中学校 主任教諭 西崎 弘人

【司会】

それでは、お時間となりましたので、ただ今から、中学校分科会を開始いたします。

はじめに、講師を御紹介いたします。本日の講師は、渋谷区立笹塚中学校主任教諭西崎弘人先生です。御経歴等、詳細の御紹介は先生の発表資料を御覧ください。

西崎先生には、本年の6月に実施した法教育授業の実践報告をしていただきます。

それでは、西崎先生、どうぞよろしく願いいたします。

【西崎弘人教諭】

ただいま御紹介にあずかりました笹塚中学校の西崎と申します。

私の方では中学生の分科会ということで今回ルールづくりの授業を、法務省の方々の御協力を得て実施しましたので、その実践報告をさせていただきたいと思えます。

パワーポイントに従って発表しようと思えますが、45分中15分は授業の概要を説明しまして、途中15分は、授業の様子を撮影した動画を御覧いただきまして、最後の15分は、成果と課題ということで、生徒の変容などを見ていただければいいかなと思えます。

よろしく願いいたします。

まず、簡単に私の自己紹介ですが、東京都で11年目という形になっておりまして、中堅研修の真っ最中で、実は来週も中堅研修という状況になります。

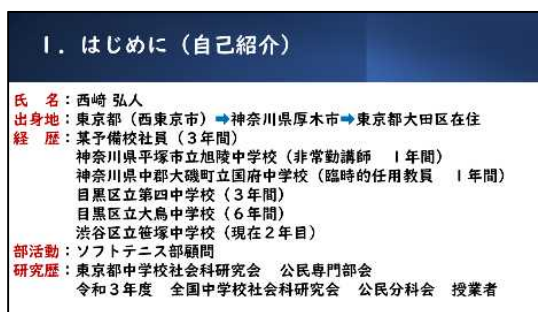
特筆すべきことはないんですけども、経歴の中にもあるんですが、某予備校で社員を3年間やっておりまして、そこで徹底的に教え込む授業をやってきました。

夏休みといえば夏期講習で、朝9時から夜10時ぐらいまで授業をしていました。

その後に予習したり、寝ずに授業をしていたんですけども、ここで受験対策として社会科を教えていました。

一方で、この3年間で、教え込む授業の限界というものをちょっと感じていました。

こちらが一方的に頑張るだけの授業だと育て切れないというのがあるのかなと感じた次第で、その経験を踏まえた授業内容になっております。



あと、昨年度は、全国中学校社会科教育研究会が東京で行われましたので、そちらの授業者ということでやらせていただいている、そちらも御覧いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、授業の概要としましては、学習指導要領の大項目A(2)の、現代社会を捉える枠組みというところに該当する授業になります。

そちらに対立と合意、効率と公正などに着目して表現という形になっていますが、特にこの単元で習得する対立と合意、効率と公正というのは今後公民科学習の柱となる部分ですので、いわゆる公民としての資質・能力の基礎となる部分を定めている形になります。

国家及び社会の平和で民主的な過程という部分ですけれども、具体的には、ルールづくりを実際に行わせ、対立を起こさせて、合意に至る過程を体験させるという形になります。

この活動を通じまして、世の中は様々な立場の人たちで成り立っていることや、全ての要望を実現することは困難である、並びにルールがあることによって平和で安全な社会が実現できていることも、教えるのではなくて、子供たちに気付いてもらうということが大事です。

第3時から第4時に関しましては、ロールプレイング並びに発表を行いまして、二日間にわたって法律実務家3名にお越しいただきまして、より専門的な観点から単元の内容への理解を深めることを目標としております。

単元指導計画は、このような形になっております。

指導にはないのですが、単元を貫く問いということに関しましては、「私たちの暮らしの中に決まりはどのような役割をはたしているだろうか」という設定で、生徒たちには議論を進めてもらっています。

5時間の中で最初の第1時に関しましては、対立と合意、効率と公正について、こちらでグループワーク並びに講義を通じて教えてしまうという形で、ここまでは少し講義が入る形です。

使用している教科書は帝国書院になりますけれども、こちらを使っている先生は御存知だと思いますが、防災備蓄倉庫をどこに置いたらいいのかという点について簡単にグループワークをさせて、そこで対立と合意、並びに効率と公正ということで簡単にウォーミングアップを行う形になります。

第2時に関しましては、先ほど第1時にもあった法務省作成のルールづくりに関するD

2. 授業の概要① (学習指導案より)

- 社会科の目標である「国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎」を育む。
→対立と合意、効率と公正といった社会科の見方・考え方を習得していくことは、よりよい公民としての資質・能力の基礎となる。
- ルールづくりを実際に行わせることにより、対立から合意に至る過程を体験させるとともに、ルールの意義について理解させる。
→世の中はさまざまな立場の人たちで成り立っていることや、すべての要望をすべて実現することは困難であること、ルールがあることによって平和で安全な社会が実現できていることを理解させるための工夫。
- 第3～4時のロールプレイング及び発表では、法律の実務家を招いて、より専門的な観点から単元の内容への理解を深めることを目標とする。

2. 授業の概要② (学習指導案より)

時程	学習内容	評価計画
第1時	【対立と合意・効率と公正】 ・防災倉庫の設置場所についての話し合いを通じ、対立から合意に至る過程で大切な視点がある。効率・公正といった見方・考え方を学ぶ。 【模擬町内会を実施しよう①】	
第2時	・法務省作成のルールづくりに関するDVDを視聴する。 ・自らの立場を決め、より良い公開のルールづくりを行う(個人作業)。 【模擬町内会を実施しよう②】	主体的に学習に取り組み態度
第3時(本時)	・法律の実務家を変えたかたちのロールプレイングブックを行う(グループワーク)。 ・作成したルール案を、プレゼンテーションソフト	第3時、第4時に については弁護士、 検事官、裁判官の 3名が法律の実務家 として授業に参加
第4時(本時)	【模擬町内会を実施しよう③】 ・各組が作成したルール案を発表し合い、質疑応答 ・各組が作成したルール案や、話し合いの内容を法	主体的に学習に取り組み態度
第5時	【学習のふり返し】 ・発表内容をふり返す。 ・レポートを記入する。	知識・技能 思考・判断・表現

VDを見せまして、ここはゴミ収集のルールに関しての内容になるのですが、こんなふうに君たちはルールを作るんだよとイントロダクションをしました。

さらに、今回はロールプレイングを行いましたので、各自がどの立場を担当するかを決めて、その担当ごとに、より良い公園のルールづくりの検討をまず個人作業でやってもらいました。

第3時、第4時が生徒主体の授業になっておりまして、第3時では、第1時で考えた個人作業の方に、班ごとにグループワークでより良いルール案を考えました。

本校の3年生、各クラス6班で学習しました。

作成したルール案は、プレゼンテーションソフトにまとめてもらいました。

第4時では、そのプレゼンテーションソフトにまとめたルール案を発表し、さらに、質疑応答を行いました。

それらが終わった後に、二日間にわたって参加していただいた法律実務家の方から、作成したルール案に対する講評を行っていただきました。

最終第5時に関しましては、発表内容をこちらの方で振り返りまして、後ほど資料に載っているのですが、生徒にレポートを提出してもらう時間を設けました。

ですので、先ほど述べました第3時、第4時につきましては、弁護士、検察官、裁判官の3名の方に二日間にわたって授業に参加していただいております。

途中で見ただけ動画に関しましては、第3時のロールプレイングと第4時の発表並びにワークショップになります。

第3時に関しましては、与えられた条件下・役割の中でルールを作成し、より良い公園の使い道を考えたときにどのようなルールがあったら良いだろうかと考えてもら

い、第4時は作成したルールの発表並びにワークショップになります。

もう少し詳細な授業案をお見せします。

なお、第2時から皆さんのお手元にあります授業のプリントを使用した形になります。

それを第3時でも用いまして、第2時に作成した個人案をもとにロールプレイング形式でルールづくりを行うという形になります。

単にルールを作らせるだけでなく、なぜそのようなルールを作ったのかもしっかり説明できるように行わせました。

時間がちょっと限られてはいたのですが、各班に考えてもらいました。

さらに、単にルールを決めて、なぜこのようなルールにしたのかを説明するだけではなくて、ルール案の最終的な決定方法についても考えてもらいました。

2. 授業の概要③

第3時 (ロールプレイング)

- ・与えられた条件下・役割の中での**ルールの作成**
- ・より良い公園の**使いみち**を考える

第4時 (発表・ワークショップ)

- ・作成した**ルールの発表**
- ・**専門家からのフィードバック (ふり返し)**

2. 授業の概要④

第3時 (ロールプレイング)

時間	学習内容・学習活動
①導入	<模擬町内会への見通しをもつ> <模擬町内会を行う>
②展開	・第2時で作成した個人案をもとに、ロールプレイング形式でルール作りを行う。 ・作成したルール案は、なぜそのようなルールにしたのかも説明できるようにする。 ・ルール案の決定方法を考える。
③まとめ	<本時のまとめと次回の流れについて説明する>

第4時は、作成した班が先ほど述べたように6班ありますので、各班がそれぞれ作成したルール案についてプレゼンテーションソフトを使って発表しました。

各班3分程度とあるんですけども、実際の発表内容に柔軟に応じて、発表し終わった後に質疑を受け付けて、それについて話し合いの振り返りを行うという形になります。

こちらを各3分くらいですが、授業の半分ぐらいで、後半の授業に関しましては、作成したルール案や、話し合いの内容、法律実務家の方には第3時にも参加していただいていますので、その話し合いの内容やルールの決定の方法について、法律実務家の方から講評をもらっています。

どのような設定でロールプレイングをやったのかにつきましては、これもちょっといろいろ考えて、公園のルールに今回したわけですけども、なぜこのルールにしたのかと言いますと、笹塚というのが、実はすごい住宅密集地で、広い公園が全然ないんです。

出張などで学校を出て歩いていると、狭い公園で子供たちがいろいろ工夫して遊んでいるような状況だったんです。

先ほど樋口先生の話にもあったように、生徒たちを活動させるときに、やはり自分のこととして捉えさせるかが非常に大切なので、この笹塚というエリアでは、この狭い公園をどうやったらみんながうまく使えるのだろうかという題材が良いのではないかと私自身思いました。

もちろん法務省が作成した動画教材のゴミ出しのルールも良いと思いますが、地域の実情に合わせて今回少し変えてみました。

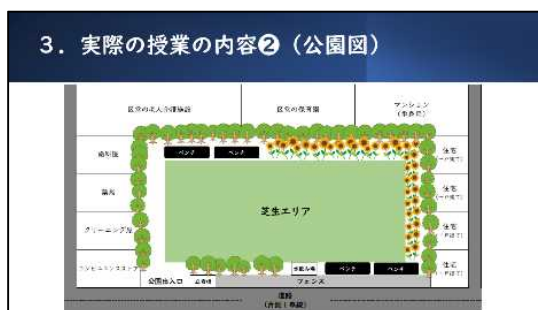
一応20年前に作られた公園ルールがありまして、周囲の設定なども読み上げませんが、エクセルを使ってこのような図を作りました。これも考えたんですけども、公園で花を植えてみたりとか、周りに住宅だけではなく区の施設を作ったり、コンビニエンスストアも置いてみたりと、まだまだ工夫の余地はあると思いますけれども、図があった方が生徒にとっては分かりやすいと思いましたので、そんなに広くもない、狭くもない、なんとも言えない広さの公園にしまして、この公園をどうやったらよりうまく使えるかを考えてもらいました。

2. 授業の概要⑤

第4時（発表・ワークショップ）	
時間	学習内容・学習活動
①導入	<ul style="list-style-type: none"> ＜発表会への見通しをもつ＞ ＜発表会を行う＞ ・第3時に作成したルール案や決定方法を、各班3分程度で発表し、質疑応答を行う。
②展開	<ul style="list-style-type: none"> ＜話し合いの振り返りを行う＞ ・作成したルール案や、話し合いの内容、ルールの決定の方法について、法律の実務家からの講評をもらう。
③まとめ	＜本単元で学んだことをワークシートに記入する＞

3. 実際の授業の内容①（設定）

- 公園自体はテニスコート2面程度であり、表面は芝生でおおわれている。
- 遊具は特になく、ベンチが4つほどと水飲み場が設置されている。
- 防球ネットのようなものはない
- 立て看板に書いてある、＜今から20年前に作られた公園利用ルール＞
 - 花火やたき火など、火器を使用しないこと。
 - イヌなどのペットは放さないこと。
 - 深夜に騒いだり、周囲の住民の迷惑となることはしないこと。
- 地区内には、他に球技を行うことができる公園等の公共施設は存在しない。
- 公園の周囲には、一戸建てやマンションなど住宅のほか、区の施設や商店などが立地している。



ロールプレイングを行った第3時は、これも打合せで二転三転しまして、迷った挙句に、全部で5名、五つの設定をしました。

すべて渋谷の地名ですけれども、原宿さんというのは高齢者で、コンビニエンスストアのオーナーです。

鉢山さんは30代の子育て中の女性です。

代々木さんは10代の球技大好きな女の子です。

上原さんは、肝だったのですけれども、お酒が大好きな大学生です。

広尾さんは、後でちょっとお伝えするのですけれども、話の内容は地方自治とつながるところがあるかと思いましたので、行政役もあえて設定しました。

以上、五つの役割を設定しまして、各班5、6名おりますので一人一役とし、人数が余ってしまったり足りないところは一人二役だったり、二人一役だったりしますけれども、その辺は子供たちに任せて、この原宿さんから広尾さんまでを子供たちに演じてもらいました。

女性もいますが、女性役を男性がやってもいいという話をしまして、鉢山さんは子育て中の女性ですけれども、ごつい野球部の男子も鉢山さん役という面白い設定になりました。

法律実務家の方が二日間来てくださいましたので、そのまま話し合いに参加していただき、最初の方は話の様子を見てもらって、最後のフィードバックをやっていただいております。

子供たちが大変可愛くて、「裁判官が来るよ」と言うときすごく緊張していたので、「君たちが裁かれるわけじゃない」という話をしました。

以上、こういう形でロールプレイングを行いました。

では、ちょっと文字ばかりでしたので、実際の授業の様子を御覧いただきたいと思います。全部で、五つの短い動画です。

一つ目は第3時の子供たちがルールを作って、二つ目から五つ目に関しては、第4時の発表の様子や実務家のフィードバックの授業になりますので、こちらを見ていただいた方がより分かりやすいと思います。

(授業動画を視聴)

【西崎弘人教諭】

こちら第3時です。

生徒が丸1時間ずっとルールづくりをしている間、私と法律実務家の方は巡回して最低限のアドバイスをするというものです。

そして、各班が作ったルールを発表している様子です。

このような視聴覚室があって、そこで対面で行いました。

3. 実際の授業の内容③ (ロールプレイング)	
話し合いの参加者	プロフィール
原宿さん	70代男性。公園近くのコンビニエンスストアのオーナー。
鉢山さん	30代女性。0歳4か月の子がいる母親で、自身は現在育児中。
代々木さん	10代女性。区立の中学校に通う中学生。女子サッカーのクラブチームに参加しており、公園でもサッカーをしている。
上原さん	20代男性。3年前に関西から上京した公園近くに住む大学生。公園では読書、ギター、飲酒などをしたい。
広尾さん	40代男性。渋谷区教育委員会の施設課勤務。
法律実務家	渋谷区から派遣され、今回の話し合いに法律実務家というかたちで参加している。

(授業動画を視聴)

【西崎弘人教諭】

こういう形で6班分の発表を行い、ここは実はもう少し質問がずっと続くのですが、この後に3名の法律実務家の方から講評をいただきました。

二班につき1名の法律実務家が付いて講評をいただきました。

(授業動画を視聴)

【西崎弘人教諭】

以上見ていただいた動画が第3時と第4時の一部になりますけれども、授業の内容の様子になります。

見ていただいたと思うのですが、生徒たちはロールプレイングが初めてだったので、どうかと思っただけですが、多少脱線したりしながらですが、非常に楽しそうに各役割を演じながら話し合いを進めてくれたと思います。

ルールフィードバックに関しましても、法律実務家の方から大変前向きな講評をいただきまして、生徒はとても楽しそうに、嬉しそうにしていたのが、私としては印象に残っています。

生徒が実際に作ったルール案なんですが、二つ紹介させていただきます。

一つ目は、先ほど発表にも出てきたアルソックを連呼していた班なんですが、とてもオリジナリティあふれるルールで、この班は公園を使う目的によって場所を区切るということで、細かく分けたルールを作りました。

この班だけではなくて、他の班も、後で触れますけれども、公正さに配慮して、どの立場も受け入れるルールということで、分けてパターン化しています。

あとは時間を設定することが多くて、何時までは飲食スペースでアルコールを飲んでもいいとか、何時までは球技をしてもいいなど、これもまた後で触れるのですが、いかに資源や施設を効率よく使うのか、効率・公正さに係るルールを作った班が多かったです。

この班は、2時間まではアルコールも大丈夫ということにしたのですが、お酒もどうなのか、ご飯はいいのにお酒はダメなのかとか、一人で飲んだら大丈夫なのかとか、そもそも子

4. 実際の授業の内容④
(生徒がつくったルール案①)

① 使う目的によって場所を区切る。その場にあった使い方をするように。
ボールスペース <> 遊具スペース <>
<> 飲食スペース <> 植物鑑賞スペース <>
※ボールスペースでのバッティング、硬式ボールの使用は禁止。
(軟式は使用を許可する)

② 火、木、日曜日は午後11時まで飲食スペースでアルコールもありとする。しかし滞在時間は2時間とする。
(コロナ禍のため)

4. 実際の授業の内容④
(生徒がつくったルール①)

③ 他人への迷惑行為などがあつた場合にも⑤を適用することとする
【ルールに反している行為や、法に触れる行為。暴力的行為や卑猥な言動などが挙げられる。】

④ 個人のごみはしっかり持ち帰ること。公園をきれいに使ってください。

⑤ 以上のルールに従わない場合2000円以上5000円以下の罰金または出禁とする。
※私服でALSOK(あるそっく)が見回っております。指摘されたら素直に従ってください。従わない場合は⑤を適用することとする。

供たちも面白くて、コロナ禍でお酒を外で飲むということがよく分からないと言って、「先生、コロナ禍だから外でお酒飲みたいってどういうことですか？」と、お酒を飲んだことがないので当然なんですけれども、そういうやりとりもありながら、2番のルールもかなり盛り上がっていました。

3番は迷惑行為があった場合には罰金、4番はゴミの持ち帰り、5番がこの班の特色があるところで、罰金刑を設けるだけでなく、さらに私服の警備を付けるというものです。

他の班、二つ目のルール案は、これもエリアを分けたり、時間を区切ったり、4人以上は飲酒を禁止、なぜ3人はよくて4人がダメなのかという質問を受けたんですけれども、長時間は2時間、誰が計るのか、そういう意見が出たようです。

実際にルールづくりを通して、並びに作成されたルールから見えたものですが、いろんな立場の人たちの手続きの公正さに関わることで、子供たちが非常によく話を聞いていたなと思いました。

あと、先ほども述べたんですが、公園をエリアに分けるルールが多かったんですけれども、これはどの立場でも利用しやすくする等の配慮がなされ、機会・結果の公正さにつながるというものです。

こちら先ほども述べましたが、希望者の多い時間帯に球技、夕方は球技を可能とするとか、そういった配慮をしていた班もいましたので、狭い公園をいかに無駄なく効率よく使用できるかという意識が見られたので、この辺はフィードバックでも触れたんですが、子供たちは無意識のうちに効率・公正という見方・考え方を活用しているわけなんです。

あと、法律実務家の方からの指摘もあったんですが、文言の曖昧性、どこまで細かくやるのかという点について、細かすぎても公園のルールってつまらないよねという意見が出たり、逆に曖昧だと罰金を科すのに大変だよねという意見が出たりしました。その例としては、実際に子供たちが作成したルールの例示なんですが、例1、2、3で、「迷惑になる行為はお控えください」は一体何が迷惑なのかとか、「大勢で騒がないでください」は何人が大勢なのかとか、「お酒は適量に」というルールを作った班があったんですけれども、一体どこまでを細かく規定するかについて多くの疑問がなされました。

4. 実際の授業の内容④
(生徒がつくったルール案②)

- ① ポール遊び等は公園中央の決められたエリア内(防球ネット内)でのみ行うことができる。
- ② 夜間帯(21時から5時)、公園利用者は近隣の住民に迷惑が掛からないよう静かにすること。
- ③ 4人以上での飲酒を禁止する。
- ④ 長時間(2時間以上)のベンチの使用を控えるようにする。
- ⑤ 思いやりを持って公園を使用しましょう。

4. 実際の授業の内容⑤
(ルールづくりを通して・作成されたルールから見えたもの)

- 手続きの公正さ
- 公園をエリアに分け、どの立場でも利用しやすくする等の配慮
…どんな立場でも受け入れられるルール(機会・結果の公正さ)
- 希望者の多い時間帯に、球技を可能にする等の配慮
…限られた資源(公園)を無駄なく効率よく使用する意識
- 文言の曖昧性について
例1) 迷惑になる行為はお控えください。
例2) 大勢で騒がないでください。
例3) お酒は適量に
…どこまで細かく規定するかについて、多くの疑問が出されました。

のかとか、コストの問題、これは税金につながる部分だよねというふうに振り返りました。

あとはルールは大雑把すぎても細かすぎても駄目で、非常に難しいんですが、罰則のあるルールに関しては、より細かく明確にしなければ、非常に対立を引き起こしますので、細かくやらないとまずいという話をしたり、あとは、授業の動画の中でも質問が出たと思いますけれども、罰金刑って科してもいいんですかっていう話は、地方自治にもつながることがあって、条例の話などをして、今後学習するというところに触れた次第です。

ルールの決め方についても、子供たちに考えてもらいまして、これは教科書などにも載っていることになりますので、特に目新しいものはないのですが、多くの班はA～Cを選びました。

ただ、いずれの場合も長所・短所がありまして、公正を優先すると効率が損なわれるし、効率を優先すると公正さが損なわれて、非常に難しい問題だという話をしました。

以上、見ていただいたように、授業の工夫についてということで、今回、法務省の方から法律実務家の方を送っていただきまして、ゲストティーチャーに話していただくということも考えたんですけども、やはり主体的で対話的で深い学びを達成するためには、子供たちに活動させる授業が大切だと思っております。

その中では、今回、対立と合意を扱う単元になります。

いかに対立を起こさせるかという点に私自身、頭を悩ませて、いろいろな設定を設けて、ボツにしたり、後に復活したり、いろいろな公園の設定を考えて行いました。

二つ目は、いかに教えないで学ばせるかということです。

私自身が講義を否定する気は全くないんですけども、やはりテレビとかを見ててすごく分かりやすい解説ってあると思うんですけども、分かりやすい解説って忘れてしまうんです。

なぜなら、自分で苦勞をしていないので、自分で考えずに一方的に受けている内容って、やはり子供たちの深いところに蓄積していかない、資質・能力が育たないということもありまして、もちろん私も話して解説する授業はやっているんですけども、何回か重点単元を作って、このように丸々1時間ほぼ教員たちが喋らない授業を作って、子供たちに活動させる、いかに教えずに学ばせて気付かせるというところですけども、そういった部分を重視しました。

いかに今後につなげるかということで、設定の工夫でいかに対立を起こせるか、身近な公

4. 実際の授業の内容⑦
(ルールの決め方について)

A : 全会一致…最も公正だが現実的に難しい
B : 多数決 …効率を重視 多数の意見が反映されるが、少数意見がないがしろにされる可能性
C : 代表者 …公正と効率のバランスを取った考え方
D : 第三者 …効率さを重視した決定方法だが、公正から大きく離れる場合も

→A～Cを選択する班が多く見られました。いずれの場合も長所・短所があるというまとめを行いました。

5. 授業の工夫について

いかに対立を起こせるか → **設定の工夫**
…身近な公園・役割について

いかに「教えない」で学ばせるか → **活動型授業**
…あえて教えず、気づかせる

いかに今後につなげるか → **役所の施設課役**
税金・条例など

園で役割を見つけるかという活動型の授業ということで、東京都中学校社会科教育研究会の公民専門部会でもこういう授業でずっとやってきてはいるんですけども、先輩方も細かくやっている先生方がいらっしゃると思うんですけども、あえて生徒に任せて気付かせる、いかに今後につなげるかというところにつきましては、ルールを作っていて子供たちはいろいろなことを考えるんですが、時にこちらの想像を超えた発言とかをしてくる、それをいかに生かすか、今後の学習に生かしていくか、そこで地方自治の役割や税金・条例などの役割についてつなげていくことが必要になると思います。

こちら、生徒のアンケートになります。

御覧いただければ分かると思うんですが、

1から4までで評価してもらいました。

5を作ると真ん中の3ができてしまうので、私はいつも1から4までにして、どちらかに分かれるようにしています。

いずれも3.5を超えていまして、4が一番多い数値になっています。

なぜこの数値を選んだかについても、理由は皆さんの配布資料にそのままエクセルで出力したものを載せていますので、誤字とか結構たくさんあるんですけども、全て削除せずそのまま生徒の感想を載せていますので、これを見ていただくと、こういった活動型授業の良さというのが、皆さんにお分かりいただけるかなと思います。

こちらにも皆さんに配布した資料の中に載っています。その中でも、最初の子は、「誰かの要望をかなえるためには誰かが我慢しなければならない」とか、経済の希少性なんかも関わることですけれども、非常に重要な視点に気付いてくれたと思います。

今後の課題としましては、終わってみて設定をもっといろいろ工夫できたかなというのは私自身思うところで、対立がより起きる設定であれば、生徒たちはルールの必要性に気付くと思います。

やはりここで大事なのは「自分ごと」ということで、ルールを決める必然性を子供たちが感じてくれれば、活動もより盛んになると思います。

今回、二日間で3名の法律実務家の方に来ていただきましたが、専門家がない場合の授業展開ということで、法務省作成の動画教材で、ゴミ捨て場のルールに関しまして、後半部

6. 生徒アンケートから① (授業の理解度・満足度)	
質問内容	数値
■ 今回の単元の学習を通じ、私たちの生活の中で「きまりがどのような役割を果たしているのか」を理解できましたか。 (1:まったく理解できなかった ~ 4:とても理解できた)	3.67
■ 今回のような「生徒主体の活動型授業」についてどう思いますか。 (1:二度とやりたくない ~ 4:ぜひまたやりたい)	3.75
■ 今回のような、「専門家を招いた授業形式(ワークショップ)」についてどう思いますか。 (1:二度とやりたくない ~ 4:ぜひまたやりたい)	3.78

6. 生徒アンケートから② (授業の感想)	
■ 場で話し合いをしたときに、誰かの要望をかなえるためには誰かが我慢しなければならないことが多くあって、そのたびにお互いが絶対に譲らなかつたらだれだけ話しあっても決まらなくなってしまうので、どこかで自分が妥協点を見つけられるように意識して過ごしたいと思いました。	
■ ルールは大切だと改めて思いました。自分や自分以外も利用する場所や物に対してしっかりと決まり・ルールを作り、みんなて守ることが大切だし、ルールを守って遊ぶことによって、公園以外の場所でもその場所のルールは守ろうという気持ちにも変化するし、良い力がつくと思った。	
■ 様々な意見も出て対立することがあり、それをどのように解決するか考えながら話し合うのは難しかったけれど、公正・平等を考えて最終的に良いルールができたと思った。またルールはみんなが気持ちよく暮らすためのものということも、改めて考えることができた。	
7. 今後の課題	
■ 設定のさらなる工夫 …対立を起きやすくするための設定づくり →対立がより起きる設定であればあるほど、生徒はルールの必要性に気付くはず。	
■ 専門家がない場合の授業展開 …法務省作成の動画の活用(後半部分を後で見せる) …生徒の発表内容、質疑応答の内容を踏まえて、どのように授業者がふり返りを行っていくのか →活動あって学びなし、とならないように。	

分でまとめをやっているところがありますので、こちらを後で見せるという方法もあると思います。

とにかく活動あって学びなしにならないように、こちらが見通しを持って活動させていくことが大切だと思います。

最後、おわりにということで、ルールの意義を、ルールの作成を通じて考えさせることは、対立と合意、効率と公正といった重要な見方・考え方を学ばせるために非常に有効であると思いました。

対立と合意、効率と公正を一生懸命解説しても、多分あのような感想を書いてくれないと思います。

ですので、子供たちに任せた意義というのはあると思います。

これは二つ目になります。

今回は法律実務家の方に来ていただきましたので、より専門家の知見から具体的に肯定的にまとめていただきましたので、生徒もとても喜んでいました。

やはり公民って週4回授業がありますので、ずっと同じ教員がやるというのは、どうしてもマンネリ化したりとか、新鮮味もなくなってくるので、先ほど樋口先生の話にもありましたように、外部の方々の力を借りるのは非常に大きな力があるなと私は思いました。

御清聴ありがとうございました。

【司会】

西崎先生、大変充実した発表ありがとうございました。

御質問がある方は挙手をお願いします。

【質問者】

二つありまして、一つは、動画の一番最初の話し合いのところ、画面の右のところにいる女の子が司会進行っぽく見えたのですが、そういう役なのか、それとも原宿さんから広尾さんの中の誰か一人が、「私が進行役やります」ということで設定されてるのかということがお伺いしたいことの一つです。

それから、一学年60人とおっしゃっていたので、2クラスあると思うんですけども、1クラスでこの授業をやったのと全く同じことを別のクラスでもやっているのか、それともモデル授業として1クラスだけでやって、もう1クラスはやっていないのかというところをお伺いしたいと思います。

8. おわりに

- ルールの意義を、ルールの作成を通じて考えさせることは、**対立と合意、効率と公正といった重要な見方・考え方を学ばせるために非常に有効である。**
- 生徒にとっては、ルールを守る側ではなく、**ルールを作る側に立ってみて気づいたことも多かった。**
- **法務省の教材(DVD)の視聴や、専門家が入ることで、生徒の活動をより具体的にまとめることができた。**生徒にとっても、専門家から聞くアドバイスや講評に対し、**現実味**をもって受け止めていた。

【西崎弘人教諭】

まず、司会進行役はですが、今回一切設けませんでした。というのは、時間数も限られていて、割とこういう活動を前向きに行えるのではないかという思いもあったので、自由に話し合っただけということにしました。

結局、生活班でやっているのだから、必ず生活班に班長がいたりして、その辺は学年とか学級運営に関わってくると思うんですけども、こういう活動を前提とした座席とか班決めというのをやっているのだから、いざこういうときに生活班でできるのもいいと思います。

二つ目の質問に関しましては、今回、私が、1クラスでやって、もう1クラスはやらないというわけにはいかないというわがままを言って、法務省の方が配慮してくださって、2クラス全く同じ授業を実施した状況です。

【司会】

他に御質問ある方がいらっしゃいますか。

【質問者】

これは感想ですけども、うちの学校でやると、こんなに活発に議論ができるかなというのがあります。

一つは私の技量不足もあるんですけども、もう一つは、生徒がどれだけ理解できるかなというのがあります。

先生から授業の工夫というのがありましたが、何かもう一つぐらいありましたら、教えていただければありがたいです。

みんながルールというものに分かって議論が続いているわけですよね。

【西崎弘人教諭】

私も正直やる前は怖いです。

こういう授業をやると、過去にディベートとかもやって、怖い部分はあるんですけども、最後は工夫というか、結局、生徒目線に立って、生徒だったら楽しくできるんじゃないかなっていう設定をとにかく考えて、そこでうまくいかないことも正直ありました。ただ、こういう授業を通じて、生徒は、その教科の内容だけではなくて、学び方も学ぶので、決してうまくいかなかったからといって失敗ではなくて、こういう学習の仕方があるんだというのを学ぶことになります。ですので、これは工夫と言っていいか分からないんですけども、やらせることに意義があって、やっていくうちに絶対子供たちができるようになります。いろいろな学年でやってきましたけれども、やはり班によってうまくいかないこともあるんです。そこは適宜介入しながらアドバイスをしたりとか、完全に放置しているわけではなくて、小学校では3人一組でやったりしますが、3人一組だと例えば30人のクラスでは10班あるので、10班全部教員がフォローに入れない、5人とか6人で一組だと30人くらい

いるので6班ぐらいになるので教員がある程度介入できます。特別支援の生徒にフォローに入るとか、そういった工夫はしています。

【質問者】

あと一つ、うちの学校では東京書籍の教科書を使っていて、それは部活動の場所と日数というので、それは何かというと、そこのルールを決める人が、そこを使う人が常に入るといことなんですが、この公園の場合だと、つまり、この人たちだけではない人たちの立場というのがあると思うんですが、そういう人の立場を考慮するということはやったのでしょうか。

【西崎弘人教諭】

おっしゃるとおりで、実際は全て違う人間で成り立っているんで、それらの方が参加する形というのはなかなか難しいと思うんですけども、少なくとも自分の立場以外の意見を聞いていくことで、自分とは違う考えの人で世の中が成り立っているんだということに気付けば、おそらくその先はつながっていくと思うんです。

全部の立場をこちらが解説しなくても、子供たちがそのことに気付けば、自分で考えて配慮してということになるので、そこは限られた立場になるかもしれませんが、そういう前提でやっています。

【司会】

他にはいかがでしょうか。

【質問者】

私からは評価計画のところを伺いたいんですけども、このような単元で授業をやった後、評価材料としてレポートは書かせてあるんですが、知識、思考判断、主体的に取り組む態度、全部このレポートで認めているのか、あるいは、他に評価材料があるのか教えてください。

【西崎弘人教諭】

こういう授業をすると、皆様、評価について質問をされて心配されると思うんですが、私も非常に難しいことだと思うんですけども、やはり主体的に学習に取り組む態度を評価する以上は、子供たちが主体的に取り組める環境を作らないとなかなか分らないと思います。

そこを15分や10分とかですとなかなか見取れないので、やはり私は、単元全体で50分まで丸々生徒たちに活動させると生徒たちの様子がよく分かるので、そこでBにする、Aにするというのはなかなか難しいところがあるんですけども、時間的な余裕は生まれま

す。特に第3時、第4時と巡回しますので、名簿を持って生徒の様子を見て、B評価を基準に、しっかりやっている子はAを付けたり、またちょっと特別支援の子もちろん配慮したりしますが、突っ伏してしまっている子がいたら、起こしはしますがそこでCを付けるとかしたら、それはCになることに固執するのではなくて、Bになるように促したりだとか、あとは具体的には第3時、第4時で主体的に学習に取り組むようにして、レポートの内容で、あとテストでもある程度見ていく形で、思考判断・表現の部分は、読み取っていく形になります。

以上です。

【司会】

他にはいかがでしょうか。

【質問者】

お聞きしたいことがたくさんあるのですが、一つ、今回はそのルールを作るという立法に関わるところを司法関係者に評価をしてもらおうと、その目的・意図をお聞かせいただければと思います。

【西崎弘人教諭】

今回3名の立場の法律実務家を派遣するという部分につきましては、法務省の方からの要望という前提でしたので、こちらが指定して検察官・弁護士・裁判官3名そろえてくださいと言ったわけではありません。

ただ、完全お任せでフィードバックしてもらったわけではなくて、法律実務家の方にこういう視点で生徒の活動を見てくださいという打合せをして、その上での活動でした。

今回、確かにルールを決めるということで、立法・司法とあるとは思いますが、普段からルールというものに私たち以上に深く接している立場の方なので、そういう方々の見地から見ていただくというのは、もちろん打合せをした上で、確かにおっしゃるとおり3名の方を招いてどうやってアプローチすれば授業ができるのかと悩んでいたのですが、そういう形で法律実務家の方に入っていただきました。

【司会】

それではお時間になりましたので、質疑を終了とさせていただきます。

改めまして、西崎先生、本当にありがとうございました。

3) 高等学校分科会

東京都立調布北高等学校 主幹教諭 秋元 仁

【秋元仁教諭】

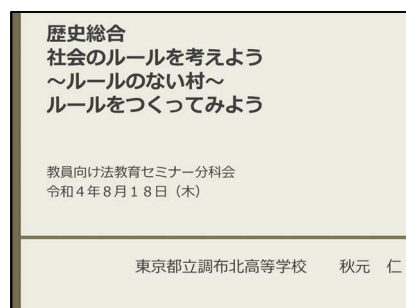
東京都立調布北高等学校、秋元と申します。

経歴を簡単に説明させていただきます。最初、東京都に来てから、特殊教育、昔は養護学校と言いましたけれど、そこに7年ぐらいいまして、その後、伊豆諸島の大島の高校に移って、居心地が良くて5年ぐらいいました。その後、東京の都区部、島の人の言い方ですと「内地」と呼んでいるんですけど、「内地」の学校に戻りました。全日制の学校に4年いた後、新宿山吹高等学校という四部制の定時制に4年、その後、また全日制の学校へ戻りまして、そこで6年を過ごし、現在の学校に移りました。

調布北は進学する生徒がほとんどの学校です。そんな学校なので、ちょっと進学ということを念頭に見据えながら、今回の授業の話も受けさせていただきました。お話を頂いたときには、まだ本年度は何の授業を担当するのか決まっていない段階でして、多分、政治経済をやるんじゃないかなということ、だったら消費者教育とか、過去の教材もいろいろあるので、どれをテーマに法教育の授業をやるかと考えていました。ところが、今年度、新しく来られる先生が公民科をやられている方で、その方が政治経済を担当することになりました。私が歴史総合をやることになりました。今年度から、新教育課程の1年で、以前は1年生の授業にも倫理・公民の科目があったんですけども、やはり地理総合と歴史総合が必修科目になり、それに弾き飛ばされて、2年で公共、3年で政治経済という新しい教育課程になって、やむなく歴史総合担当になりました。

タイトルでは、いかにも法教育をやって、何か意欲的な、斬新な試みも進んでやったかのようにお感じになった方もいらっしゃるかもしれませんが、「あれ、歴史総合になっちゃった、どうやってやったらいいのだろう」と、かなり悩みながら、法務省の担当の方と御相談しながら、何とか形になっているかどうか…は分からないんですけども、苦心したところを聞いていただき、少しでも参考になる点があれば嬉しいと思います。少し生意気なことを言うと、公民科でなくても地理とか歴史でも、何とか法教育的なことをできるんじゃないかということも少し考えてみました。

先ほど樋口先生からお話がありましたけれども、18歳成年年齢引下げを迎えて、法教育は高校で3年間通してやっていかなきゃいけないという思いがありまして、2年で公共をやるんですけども、1年では法教育的なものが本校の現状ではほとんどない。でも、その1年でやらなければいけない地理総合とか歴史総合で、何か法教育の下準備ではないですけども、そういうことができないのかな、せつかく中学3年生で公民という授業を受けて、ある程度知識を身に付けて高校に入った生徒たちなので、それが途切れないように、法



教育的な要素を入れていきたいなというふうに思っています。あと付け加えますと、この後
の話からお分かりになるとおり、元々は公民科の教員です。

スライドを見ていただきたいのですが、今は歴史総合
なんですね。「基礎」ではなくて「総合」という科目のタ
イトルが付いているんです。教科書を見ると、「考えてみ
よう」とか、「あの資料を読んで感じたことを話し合っ
てみよう」とか、かなり探究的な要素が入っています。指
導要領でも、これは公民と共通していると思いますが、
複数の資料から考察する力が求められています。

必修科目「歴史総合」で身に付けるべき力
<ul style="list-style-type: none">・ 本校の1年生は、地歴・公民科では、「歴史総合」を履修するほか、「地理総合」を履修。・ 「歴史総合」においても、歴史的事象について、複数の資料から考察する力が求められる。・ 歴史資料のテキストを単に「国語力」ではなく、社会科（高等学校では地歴・公民）的な観点（例えば、その歴史的背景など）から読み解くことができないか。・ 各時代や地域におけるルールや法の目的やその背景にある社会的要請、適用対象などを比較することにより、時代的・地域的背景を深く考察することができるのではないか。
<p>教科書の目標（参考）</p> <p>〔1〕 近現代の歴史の変化に関する諸事象について、世界と其中の日本を広く相互の視野から捉え、歴史的な諸事象の形成に果たした近現代の歴史を認識するとともに、種資料から歴史に関する様々な情報を適切かつ効率的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。</p> <p>〔高等学校学習指導要領〕</p>

今回は法教育ですので、この資料というのは、例えば、もう皆さん御存知だと思うんですけれども、歴史総合は、結局、近現代史になってくるので、比較的最初の方に出てくるのは、権利章典だとか、アメリカ独立宣言であったりとか、フランスの人権宣言であったりとか、今回はそれらに関する資料ということでちょっと絞り込んで考えているんですが、そういう複数の資料を見て、いろいろ話し合ってみよう、考察してみようといったことが求められていて、評価の部分でも重要になってくるのかなと思います。

歴史資料のそのようなテキスト、さっきの権利章典や人権宣言でもいいですが、生徒に読み取りをやらせると、国語的な、読解力的な、どうしてもそういう傾向になってしまって、社会科、今は公民科ですけども、その教員としては、何かそういう国語力だけではなく、社会科的、歴史総合的な、そういう見方というものも入れていかなければいけないという問題意識を持っています。

そのような中で、各自で、地域におけるルール、法の目的やその検証とか、そのような話になるのですが、それらを比較することで、一応歴史の教育をしなければいけないので、時代的な、そういう地域的な背景を深く考えることができるのではないか。それを国語力だけでなく、そういう社会科的な、地理公民的な読み方をすることによって、歴史に対する理解も深まるのではないかと問題立てて進めてみました。下の方に歴史総合の教科書の目標が書かれてますが、総合的な視野から近現代な社会、近現代の歴史を理解するとともに、その資料から歴史に関する様々な情報を適切にかつ効率的・効果的に調べてまとめる技術を習得する。そして法教育、法律的な思考、そういうもので資料をきちんと読んでくる。先ほどの、社会科的、公民的知見で議論する、そういうことを目指して今回は取り組みました。

6月14日に実際に法曹の裁判官の方をお招きして授業を行いました、これまでの授業、それ以前の授業ではどんなことやっていたか、ちょっと説明させていただきます。

5月の末に中間試験があるんですが、それ以前に、権利章典とアメリカの独立宣言はもう出てきて、教科書にも大きく取り上げられています。授業の中でそれらを見比べて、「どんなところが違うのか」ということを生徒に問いかけて、グループで話し合わせて、といった授業をやっていました。

歴史の教科書に出てくる資料として、権利章典、アメリカ独立宣言と人権宣言、これら三つ全部を比較するのは基本的にやらなかったのですが、まず権利章典とアメリカ独立宣言、この二つを見比べて何か考えてみようといったことをやらせました。そのときに生徒から出た意見ですが、まず権利の主体、主体という言葉は生徒からは出ていませんが、生徒からは、権利章典の方はイギリス人だけが対象になっている、もっと言ってしまうと貴族だけなんじゃないか。でも、人権宣言の方は、全ての人とか、もう神から権利を与えられたと、その主体がかなり違うんじゃないか。あと、独立宣言の方では神によって与えられた権利、ということがはっきりとうたわれている。そのような意見が生徒から出されました。うちの生徒は勉強をしっかり真面目にやる子たちが多いので、ポイントはなかなか押さえてはいるのですが、まだまだこれは国語的な読み取りで、社会科教育なのか、地歴公民教育なのかと言われてしまうと、ちょっと苦しいなという面があります。より深く、そういう時代的・地域的な背景を踏まえて、歴史的な出来事をいろいろと学び、それらを踏まえて、もう少し社会的な、地歴公民的な読み取りというものができないものかと、まず思いました。

中間試験が終わり、6月に入って少し落ち着いたところで、ルール作りの授業をやることになりました。例としては、アメリカ合衆国憲法でも何でもいいのですけれども、ルールというのはそもそもなぜあるのかということを考えさせる糸口として、ルール作りをやってみようということで、今回の授業になりました。まだそんなにたくさん歴史の中で、いろいろなルールというものを勉強しているわけではないのですが、法の目的、意味、内容とかを比較して、その歴史的な背景とかを理解するために、ルールや法の意義、役割を理解する力、それらをルール作りによって身に付けることができないかということが目的にあります。さらに、先ほども言いましたけれども、成年年齢の引下げということで、高校3年間の振り返りになってしまっていますが、2年次に学ぶ公

これまでの授業

権利章典、アメリカ独立宣言、人権宣言の比較

「主権国家体制の形成」
「アメリカ独立革命とフランス革命」

名誉革命、アメリカ合衆国の独立、フランス革命までの歴史の流れについて学んだ上で、教科書・資料集掲載の『アメリカ独立宣言』(抄)、『人権宣言』(抄)を読み比べ、その共通点と相違点についてグループで話し合わせる。

これまでの授業 (ルール等の比較)

権利章典、アメリカ独立宣言、人権宣言の比較

▶ 生徒から出た意見

- ・ 権利の主体が違う。
イギリス人⇄すべての人(人間)
- ・ 独立宣言、人権宣言では、権利の内容がより明確に示されている。
- ・ 独立宣言では「神によって与えられた権利」であると明言されている。 . . . など

→ポイントはおさえられているが、まだ「国語」的な読み取りに終わっている。
より深く、時代的・地域的な背景を踏まえた「社会(地歴・公民)」的な読み取りができないか。

「歴史総合」で「ルールづくり」を行う意義

- ・ 法教育は、一般的には「公共」、「政治・経済」の中で取り上げられることが多い。
- ・ 歴史上のルールや法の目的・意義や内容を比較して、その背景等を読み解くためには、ルールや法の意義や役割を考え、理解する力が必要。
- ・ 法教育の「ルールづくり」により、このような力を身に付けさせることができるのではないか。
- ・ 同時に、「成年年齢の引下げ(18歳)」を踏まえ、高校3年間を見通した法教育が必要であり、2年次に学ぶ「公共」、3年次に学ぶ「政治・経済」に向けて法的なものの考え方の素地を身に付けさせることもできるのではないか。

授業の概要等

▶ 科目等
「歴史総合」
第1学年1～6組(6クラス)
1クラス 39名～40名

▶ 授業のねらい
高校生向け法教育教材の「ルールのない村」の事例において、どのようなルールが必要かなどについて、グループワークを通じて、法の意義や役割を考える力を身に付けさせる。

共、3年次で学ぶ政治経済と何か結び付けることはできないかということでやったのが今回の授業です。

うちの学校の規模としては、学年6クラスなんですね。だから大規模でもないし、と言って小規模でもない。そんな学年集団・学校です。人数は1クラス39名から40名くらいがおります。

授業の構成1を御覧ください。生徒たちは5人か4人のグループに分かれるんですけども、法務省が作成している法教育教材の「ルールのない村」という題材がありまして、これを使って何か話し合いをやってルール作りをやらせて、先ほど言ったような法的な思考を身に付けようという授業です。素材としては、なるべく楽しようと、法教育教材のワークシートをそのまま使って生徒に配って進めることにしました。個人ワークでワークシートを記入した上で、さらにグループワークで話し合っ

授業の概要等

▶ 授業の構成1
(1班5人程度でのグループワークが中心)

導入 事例(ルールのない村)における問題点の抽出
問1:「ルールのない村の問題点はなんだろうか」

※事例は、ルールがない村で、物々交換に関するトラブルがあり、これを契機として、結果的に生産活動が行われなくなってしまうというもの。

↓

・個人ワークでワークシートに記入した上で、グループワーク(班ごとで話し合い)を実施
・班ごとに問題点を発表

て発表させる、そういうような形の授業を考えました。

授業の構成2を御覧ください。まず、いろいろな問題点が出てきそうな事例があって、その中で問題を抽出して、それぞれ自分たちのグループで選んだテーマについて、どんなルールを作ってみるのかということでやらせました。順番としましては、生徒個人でワークシートを記入した上で、グループワークを実施、発表して、実務家・裁判官からのコメントを頂く。そのコメントを踏まえて、さらに自分たちで作ったルールの改善案というものを考えて、再度発表するところまで構想しました。

授業の概要等

▶ 授業の構成2

展開 導入で発表した問題点から、班ごとにテーマを決めて具体的なルール作りをする。
問1:「この村にルールを作るとしたら、どのような内容にすればいいだろうか」

↓

・個人ワークでワークシートに記入した上で、グループワークを実施、発表
・法律実務家(裁判官)からのコメント
・コメントを踏まえて、ルールの改善案について、班ごとにグループワークを実施、発表

工夫点ですが、まず、法教育教材の事例は、既に御覧になった方も多いと思いますが、ルールのない村でサルがイヌの畑から勝手にジャガイモを取ったからトラブルが生じたという事例です。

今回は、先ほどの歴史的な背景とか様々なことを考えさせ、歴史的な教育に結び付けるということで、裁判官の方からいろいろとサジェスションを受けて、こんな事例はいかがですかということで教材にあった事例をアレンジしていただきました。歴史の授業の中では、近現代から扱う「歴史総合」だと、産業革命や重商主義とか、貿易の話がメインになってくるので、そういった取引みたいなものの要素を前面に出した方がよろしいのでは、というアドバイスを頂きました。

工夫点1

▶ 題材とする事例の変更

教材では、「ルールのない村」で、サルがイヌの畑から勝手にジャガイモを取っていったことからトラブルが生じたという事例

↓ 変更 ↓

サルとイヌが、ジャガイモとカブを物々交換した際、ジャガイモの半分が腐っていたことから、サルがイヌに腐っていないジャガイモと交換してもらおうとイヌの畑に行ったら、イヌが不在だったためイヌの畑からジャガイモを勝手に持っていったという事例

※歴史上、異なる地域間での取引(貿易)が発展したことなどについて、今後の学習をより深めるため、物々交換に関するトラブルを追加することにより、取引上のルールが必要となることを検討させる狙い。
→今後学習する、交易・貿易のルール、開港自主権などの学習につなげていく。

その事例が次のようなものです。サルとイヌがジャガイモとカブを物々交換した際に、ジ

ジャガイモの半分が腐っていた。そこで、サルは、イヌに腐っていないジャガイモと交換してもらおうとイヌの家に行ってみたけれども、イヌがいなかったから勝手に持って帰っちゃった。そういう事例に少し変更を加えて、話し合わせるということをやってみました。

歴史上、異なる地域での取引・貿易が発展したことなどについて、今後の学習をより深めるためには、この物々交換に関するトラブルを追加することによって、取引のルールというものを考えさせるきっかけになるのではないかと思います。また今後、歴史の学習が現代に向かってどんどん進んでいくんですけども、その時は交易とか貿易のルール、関税自主権だとか、そういったルールがたくさん出てくるので、それらにつなげていけるんじゃないかということで、いろいろ知恵を頂きながら、進めていきました。

そして、工夫点の2点目として、実務家の方に教室に来ていただき、助言やコメントを頂く。内容としましては、グループワーク中に実務家の方に助言をもらいながらルール作りを進めました。それから、ルール作りをした後に、ルール作りのポイントや作成したルールに対するコメントをもらって、これらを踏まえて、頂いたヒントに基づいて生徒たちがルールを変える、改善した案を作るというところまで考えて、授業をやりました。

工夫点2

▶ 法律実務家（裁判官）による助言、コメント

- ・グループワーク中に、法律実務家に助言をもらいながらルール作りを進めた。
- ・ルール作りをした後、法律実務家にルール作りのポイントや作成したルールに対するコメントをもらい、これを踏まえてルールの改善案を作成させた。

※教材においてルール作りのポイント等は記載されており、教員のみでコメントすることはできませんが、法律の専門家にコメントしてもらった方が、よりの確かなコメントができるものと考えた。
また、同じ内容をコメントするにしても、法律の専門家の方が、生徒らへの説得力があるし、印象にも残ると考えた。
(法曹への関心 → 進路選択への動機づけ)


意図するところとして、法教育教材にはルール作りのポイントが記載されており、教員のみでやろうと思えば出来なくはないと思うんですが、今回、裁判官の方に来ていただいて、やはりコメントしてもらった方がより説得力のある、よりの確かなコメントが頂けるんじゃないかという点が、まず一つ大きいです。また、生徒が作ったルールに対して、こちらの教える側からコメントをするにしても、普段から慣れ親しんでいる私が何か言うよりも、専門家の方で、本当の裁判を行っている裁判官の方にコメントをしていただいた方が生徒もすごく印象に残るし、やはり説得力も違います。

今の生徒たちは、いろいろ感染症防止対策の問題でなかなか外に行っているような取組をやるのが制限されてきたので、少しでもいつもの授業とは何か違うような環境を、できるだけ多く作ってあげたいという気持ちも強くあります。また、これから述べることは本来の授業の趣旨から外れてしまうかもしれませんが、今回、実際に裁判官の方に教壇に立っていただくことによって、ドラマとか小説の中では裁判の話を生徒も聞いたことや見たことがあると思うんですけども、実際に本物の裁判官がそこにいらっしゃるということで、法律や法曹に対する関心だとか、裁判制度に対する関心が普段と違って来るんじゃないかな、進路選択においてちょっと法律も面白そうじゃないかな、なんて思ってくれたら、またこれも、少しメリットがあるんじゃないかなということも考えました。

実際の授業で使用した事例を御覧ください。先ほど説明したとおりですが、物々交換したものの不良品が混じっていて、「取り替えてくれ」と言いに行ったら、相手がたまたま不在で、だまって無断で持ち帰ってしまった。その後、イヌグループとサルグループが仲たがいで、食べるものがなくなって困ってしまったという事例です。

実際に授業で使用した事例

昔あるところに「ルールのない村」があり、イヌやオオカミなどの犬族と、サルやゴリラなどの猿族が住んでいました。
 この村では、様々な作物を育てており、生活に必要な物は育てた作物と交換して手に入っていました。このようにして村の全員が豊かにならなっていました。
 ある日、サルは、イヌとの間で、サルが持っているカブ10個とイヌが持っているジャガイモ10個とを交換しました。ところが、サルが家に帰ってから確認すると、イヌから渡されたジャガイモのうち5個のうらはらは腐ってしまっていました。
 サルは、その日のうちに、腐っていたジャガイモを取り替えてもらおうとイヌの家を訪ねましたが、イヌが家にいなかったため、イヌの家から勝手にジャガイモを取って行ってしまいました。
 イヌの友人のオオカミは、偶然、サルがイヌの畑から勝手にジャガイモを取っているのを見て、怒りました。サルとゴリラが共同で育てていたカブを勝手に持って行ってしまいました。その後、犬族と猿族の間では、お互いの畑から作物を勝手に持って行くことが繰り返されるようになり、それまでは仲良くしていた犬族と猿族の村人同士までいがみ合うようになって、賣れた作物による物々交換はされなくなりました。
 また、村人全員が「一生懸命育てても、どうせ勝手に持って行かれてしまう」と考えるようになり、村で作物を育てる人はほとんどなくなりました。そして、村はほとんどが貧しくなり、村人たちはその日食べる食料にも困るようになってしまいました。



この事例について、授業で出された生徒の意見なのですが、まず、このルールが全くない村の問題点とは何なのかというところを、一旦、生徒に問いかけてみました。まず生徒から出た意見としては、物々交換のルールがなかったことが良くなかったというのが、大勢の意見でした。ちゃんと商品が取引先に確認されていないという問題があるし、あと、腐っていた場合にどのように返金するかということも決まっていなかったということは問題だろうと。

また、「自力救済」という言葉は生徒の方から出ませんでしたけれども、結局、権利が侵害されたから自力で、自分で強制的に奪い返してくることは良くないんじゃないか、勝手に人の畑に入ること自体が良くないんじゃないか、たとえ向こうに非があるとしても作物だけ持つて帰ることは良くないんじゃないか、そのような意見が出されました。さらに、解決策や仲裁機関がないなんていう点も非常に問題だ、なんてことも取り沙汰されました。

授業で出された生徒の意見

問1 「ルールのない村」の問題点は何だろうか。

- ・物々交換のルールがない。
 (商品がちゃんとしているかの確認がされることになっていない、腐っていた場合の返品のルールがない)
- ・自力救済や報復的なことが行われている。
 (勝手に畑に入る、作物を持って行く)
- ・解決策や仲裁機関が決められていない。

…など

問題点を出したところで、班ごとにテーマを絞ってルール作りをするという段階になります。この後、2番目になるんですけども、この村にルールを作るとしたら、どんな内容にすればよいのだろうかということを考えて話し合いました。そのときに出てきた意見としては、物々交換する際には取引所でしなければいけない、商品に欠陥がある場合は期限を区切って欠陥のないものと交換しなければいけない、物々交換するときは確認をしようといった意見が出ました。あと、先ほどの自力救済について、不良品だったからちゃんとしたものと勝手に交換してしまう、この場合もやっぱり勝手に持って行っちゃだめだろう。だから、そのペナルティとして2週間、相手の畑の手伝いをしなければならないといった提案が生徒の方からなされました。

授業で出された生徒の意見

問2 この村にルールを作るとしたらどのような内容にすれば良いだろうか。

<取引のルール>

- ・物々交換をする際には取引所で行わなければならない。
- ・商品に欠陥があった場合には、5日以内に欠陥のないものと交換しなければならない。
- ・物々交換をするときは、交換する物を互いに確認しなければならない。

<自力救済等を防止するためのルール>

- ・畑から作物を勝手にもっていった場合、2週間相手の畑の手伝いをしなければならない。

…など

そのときの授業の様子なんですけれども、これがルール作りをするときの話し合いをしている場面です。

(授業動画を視聴)

そのあと、実際に裁判官の方からのコメントをしていただいた後に、そのコメントを取り入れて、改善したルール案作りをしようという場面でも、専門家の方に積極的に生徒の会話の中に入れていただきました。

(授業動画を視聴)

すごく積極的に生徒の会話の中に入れていただいて、生徒たちも「ああ、そうなんだ」みたいな感じでいろいろと気付きが多かったというふうに思います。

裁判官の方から頂いた助言を私なりにちょっとまとめてみたんですけども、まず問題を解決するために、そのルールは有効なのか、効果的なのかということをもっと考えてほしいというふうに言われました。また、ルールが適用される範囲が明確になっているのかということがまず重要で、ペナルティを決めるにしても、行為とそれに対するペナルティとの間にバランスが取れているのかという点も指摘されました。最初は、見せしめみたいな、報復的なことを言う子もいるんですけども、ちゃんとバランスが取れているのかということをお助けいただきました。

法律実務家(裁判官)からの助言

- ・問題を解決するため(目的)に有効なルール(手段)となっているか。
- ・ルールはその適用される範囲を含めて明確になっているか。
- ・行為とそれに対するペナルティとのバランスが取れているか。(例えば、全ての物々交換について一律に「交換所」での取引を義務付けるのは行き過ぎではないか、行為と刑のバランスは取れているか、など) ……など

(授業動画を視聴)

すごく分かりやすい言葉で、高校生が納得するような感じでお話いただけたと感じました。

ちょっと私の方で時間配分がよろしくなかったこともあって、本来であれば、助言いただいた後で改善案のルールを作ってそれを発表させ、まとめるところまで行きたかったのですが、改善案の作成は宿題になってしまいました。その後、改善案を作ったものをまとめて私も読み、助言を受ける前と助言を受けた後の生徒のメモを書かせていただきました。助言を受ける前は、一応何らかのルールや罰則、ペナルティというものが必要だということは理解している。ただ、先ほど言いましたバランス感覚というのがあまりよくわかっていないな、すごく報復的になるなと、そんなことを感じました。助言を受けた後の、生徒の改善案で見られたことの特徴をまとめると、まず勝手に持ち去ったことの罪の度合いですね。持ち去った物の個数によってペナルティを考えなきゃいけない、被害に見合った刑罰を科さなければいけないとか、あと、商品の確認、物々交換するときには商品の確認を義務付けなくてはならない、確認した以上は後から文句を言えない、そのようなルールにしなきゃいけないというような意見が出ま

法律実務家(裁判官)の助言を得た上でのグループワーク

助言を受ける前

- ・ルールの実効性を担保するために、何らかの罰則が必要なのは理解している。
- ・ルール違反イコール追放処分など重いペナルティを与えるべきとの意見もあった。

助言を受けた後

- ・勝手に持ち去った物の個数に応じたペナルティを与えるなど、被害に見合った刑罰を科する。
- ・物々交換の際には商品の確認を義務付ける。確認した以上は、後から文句は言えない。

した。

今回の授業の成果に移らせていただきますが、この物々交換という事例を作っていたら、これで社会におけるルール（法）の必要性というのを改めて認識できたんじゃないかと思えます。ルールを作る目的とその目的を達成するための手段としてのルール（法）の内容、そして、ルール（法）の内容とその目的との関係、そういうものは身に付いたんじゃないかなと思えます。今まで歴史を教えていて、私も良くなかったかもしれないんですけども、ただ知識として、こういうことが書いてある、こういうところに書いてあるでは、やっぱりそこで何か止まっているような気がしていたのですが、ルール作りをすることによって、何のためにそのルールを作ったのかなって考えるきっかけにはなったと思えます。さらに、ルールを作る際に、明確性であるとか、バランスであるとか、そういう視点が必要であることを考える上でいいきっかけになったと思えます。

今回の授業の成果

- ▶ 物々交換という事例から社会におけるルール（法）の必要性をあらためて認識できた。
- ▶ ルールを作る目的と、その目的を達成するための手段としてどのような内容のルールが必要かを考えることを通じて、ルール（法）の内容と目的（背景）との関係を考える力が身に付いた。
- ▶ ルール（法）を作る際の視点について学ぶことができた。

今回この授業をやってみて、どんなことを感じましたかということを生徒に書かせました。中には私が意図したこととちょっと違うような観点もいくつかあるんですけども、法というものは、どうしてもやはり取り締まるとか、何か規制するような、そのような面をそれまで感じていた生徒が多いようでした。でも、平和に暮らすためには、社会秩序を維持するためには、やはりルールって必要なんだなという新たな気づきがあったということを書いている生徒がいます。みんな価値観が最近多様になっていますが、全ての人が守らなきゃいけないルールとして一つの基準というのは必要んじゃないかなということを書いている生徒もいました。そして、悪いことした人には罰を与えなきゃいけないにしても、その内容に見合った罰則というものを考えなきゃいけないんだなと。さらに、悪いことをしたら、それを処罰するために法があるということは分かっていたんだけど、法やルールがあることによって悪い出来事が発生することを予防する、そういう効果もあるんじゃないかということを書いた生徒もいました。

法律実務家（裁判官）を招いて行った今回の授業について
～生徒の感想より～

- ▶ あらためて気付いたこと
- ・ 法があることで自由が制限されてしまう面もあるが、私たちが平和に暮らすための社会秩序が維持されている。
- ・ 人によって価値観が違うため、すべての人が法という同じ基準を持つことで社会は成り立っている。
- ・ どちらか一方の立場だけでなく、客観的に状況を見て、双方の立場に配慮した対処をすることが大切である。
- ・ 悪いことをした人に罰を与えるといっても、その内容に見合った罰を具体的に決める必要がある。
- ・ 何かが起こったら処罰するなど、悪い出来事に対処するための法だけでなく、何か悪い出来事の発生を予防するために法は機能していることに気付いた。

こんなふうに授業をやらせていただきましたが、先ほど言いましたように、ちょっと私の時間配分が良くなかったということで、次のような反省点があります。

今の生徒たちは結構中学生が小学生の時代からグループワークや発表とかをする機会が多くあって、私たちの年代とちょっと違うなと感じます。結構グループワークにも発表にも慣れてるんですけども、どうして

今回の授業の改善点

- ・ 生徒の実態として、グループワークは授業時間内で完結してしまう傾向があるため、助言を得た上での改善案の話し合い・作成が不十分に終わってしまった。
→そのため、導入部分の問1（ルールのない村の問題点）については個人ワークのみとするなど、法律実務家（裁判官）の助言を得た上でのグループワークにもっと時間をあて、授業時間内に発表まで行わせるべきであった。
- ・ ワークシートの工夫として、改善前と改善後がはっきりと判別できるようにする。

も、グループワークとか成果発表は時間内で完結するものという傾向があるみたいで、改善したルールを考えて来ようねと言ってもあまり反応が良くなくて、結構、強制的に「成績にも入れるよ」とか言って、やっと何か改善策のプリントを出してくる感じがありました。このことから、やはりこの授業の時間内に改善案の発表までやれる時間配分をするべきであったということが、まず1点目の反省点です。


次に、ワークシートですが、これは私の準備不足なんですけれども、せっかく裁判官の方にコメントを頂いて、改善案を作ったのですから、その改善前と改善後がはっきりわかるようなワークシートにするべきだったというのが大きな反省点です。

そして、今回学んだことを今後の授業にどう結びつけていくかという話になりますが、教科書を最後まで目を通して見たんですけども、「法」に関する資料が出てくるのが思っていたほど多くはないんですが、今後、条約とか憲法とか協定とか、まさにどんどん近代・現代になってくると、いろんな国同士の問題ということで、その読み取りの時に、それらがどういう目的で作られたルールなのかとか、どういう法なのかということ、歴史的な背景を学びながら、より深く身に付けることができるんじゃないかということは考えています。あと、そこに例がいくつかあるんですけども、こういった歴史に出てくることを学習するときにも、その法的な視点というものを考えるということをやらせていきたいなと思っています。

まとめに入ります。一般的にはこの法教育というものは「公共」であるとか、そういう公民科の分野でやるべきものなんでしょうけれども、歴史総合のような科目でも取り入れることができるんじゃないかと私は考えています。特に、1年生で公民科の科目がないような学校だと、何か他のもので代替して法教育をやっていく必要があるということを考えていまして、歴史総合のような

まとめ

- 法教育は、一般的には「公共」、「政治・経済」の中で取り上げられやすいが、「歴史総合」のような他の科目であっても、工夫次第でより効果的な学習が可能。
- 法律実務家と連携することにより、法的な知識の補充、後ろ盾が得られ、生徒に与える印象も異なる。
- 裁判官から直接お話を聞けるということで、生徒の関心や意欲も変わってくる。



科目でも、うまくいっているかどうかは別問題としまして、やっていくべきなのかなと思います。さらに、私自身、今までも弁護士会とか裁判所とかの、いわゆる出前授業のお話もいろいろと頂いてはいたんですが、そういうものがあるのかという程度で終わっていました。今回、改めて実際に外部からの支援を受けて授業をやってみたことによって、すごく的確に、法というものを、高校生のレベルまで降りてきてくださって、かみ砕いて教えてくださるので、やってみてすごく良かったな、ということ強く感じています。生徒たちの反応も良かったですし、これは本当に、せっかくそういうシステムが整えられているわけですから、ぜひ利用した方がいいんじゃないかと。このことは、今まで消極的な私が言っているから間違いないと思うんです。生徒たちにとっても、やはり外部の方に来ていただく方がすごく喜ばれますし、印象にも残りますし、自分の授業を充実させることができ、すごくいいんじゃないかというように思いました。つたない説明でしたけれども、以上、私がやってきた、歴史総合の中に、いかに法教育を入れていくかという実践を紹介させていただきました。

【司会】

秋元先生ありがとうございました。それでは質疑に移りたいと思います。質問がある方はマイクをお持ち致しますので、その場で挙手をお願いいたします。

【質問者】

ワークシートを見て、しかも市民革命の頃にやったということなので、多分本当は、財産権とか所有権、また、所有権を保障しないと資本主義が発達しないとか、そういったものをこのワークシートから引っ張りたいのかなというような感じも受けたんですが、そういった発想の生徒はあまり出てこなかったんでしょうか。

【秋元仁教諭】

6月14日に実務家を招いて授業をやる前に、アメリカ独立宣言とフランス人権宣言の比較のときに意見が出ました。生徒が気付きました。フランス人権宣言には所有権ということがはっきり打ち出されているね、みたいなことがありました。なので、そこら辺のところ、やはり、ブルジョア革命だから所有権なのかなとか、そのような深堀りの仕方もあったと思います。ちょっとそこまで踏み込めなかったところが反省点になると思います。

【司会】

ありがとうございます。その他、質問ある方いらっしゃいますでしょうか。

【質問者】

事務的なこととお伺いしたくて。6クラスあると思うんですけども、裁判官の方には6日間来ていただいたという形になるのか、それとも何か上手く授業を調節されて、1日のうちに収めてずっといていただくのか、それとも全クラス同時に並行して授業しているのをぐるぐる回りながらやっていたのか、あと、どこから連絡をとられて、派遣をお願いしたケースになっているのか、教えていただきたいです。

【秋元仁教諭】

まず1点目なんですけれども、学年6クラスと最初に言いましたが、1時間目から6時間目までを通してやりました。当日の時間割を他の先生方にうまく入れ替えてもらい、1日で済ませました。今回は「やってみませんか」というお話を頂いて、「では、やってみます」みたいな感じでやらせていただきました。

【司会】

補足させていただきますと、今回は、法務省の方から授業を先生にお願いしたこともありまして、こちらで裁判官の支援を手配させていただきました。法務省からの出前授業等の説

明でもございましたとおり、法務省や各機関等に直接連絡をとっていただければと思います。

【質問者】

今回、歴史総合を1学年でされたということで、先ほどのお話を伺った限りですと、2年生で公共、3年生で政経が置かれているというお話だったと思うんですけど、今回のルール作りという法教育の一番土台になるようなところをされて、今後この学習の成果を生かして、2年生の公共、3年生の政経というふうに、どのような学習で進めていくかということについて、何か現段階で構想等ありましたら教えていただければと思います。よろしくお願いします。

【秋元仁教諭】

構想というほどのものではないんですけども、今後、大日本帝国憲法とか、日本国憲法もやるんですが、近現代をやって、そのときに何か繋げられるのかなということは薄ぼんやりと思っています。人権が保障されるにしても、法律の留保があるのかなのかとか、そういうようなところで、結局2年の公共でやるでしょうし、3年の政経でもやると思います。あまり公共とか政治経済では歴史的な背景までは時間がとれないですね。内容については両者の比較とかは結構やるんですけども、どんな歴史状況でこういう憲法を作ることになったのかという点は、なかなか公共や政治経済だと時間的にも踏み込めないことだと思うので、そこら辺の下準備として歴史的な背景みたいなものを、歴史総合の中でしっかりやっておきたいなということも少し考えています。

【質問者】

先生、今回はチャレンジされたなと、私がこれをやるにはちょっと二の足を踏んでしまうかなと思った次第です。先ほどお話の中でも触れてましたけれども、いわゆる権利章典、独立宣言、それから人権宣言、特に人権宣言とあって、歴史的に見るとこの後に、ナポレオンが出てきますよね。ナポレオン法典に、そこで所有権だとか、いくつか出てきますよね。それが今度は大日本帝国憲法の方で法整備をするってということで六法が起草される。それを引き継いで今の我々が実際に、もし何かある場合に、司法制度とかっていうところにつながっている。それが歴史の多分醍醐味だと思うんですけども、生徒たちにその歴史の1コマ1コマのところで、それぞれの先生がピックアップする。それが今の我々の生活でもちゃんと生かされて、普段は気づかないけれどもってところで歴史総合が一番今につながっていると。それから我々が公民の方で実際の法律ということをリンクさせていけるんじゃないかなって思っていて。あとは先生がどのように、歴史総合の授業で工夫しながら、今もやはり我々が生きているところとの関連性をチョイスしていけば、もっと面白くなるのかなって感じがします。先生の方から何かあればお願いします。

【秋元仁教諭】

御意見ありがとうございます。私もその辺はちょっと悩んでいて、明治の時代に入る時に、多分、例えば民法典はフランスの影響を受けているので、そこでまたフランスのナポレオン法典をちょっと振り返るかなというふうに思っています。先生がおっしゃられたとおり、より明確になりました。ありがとうございます。

【司会】

ありがとうございます。それではお時間となりましたので、終了いたします。改めまして、秋元先生、本日はありがとうございました。皆様、秋元先生に大きな拍手をお願いいたします。

【6. 意見交換会】

【司会】

皆さま、お待たせいたしました。これより第3部の意見交換会を開始いたします。まず初めに、意見交換会の進め方について説明いたします。意見交換会は、御着席いただいているグループごとに、御参加の皆さま同士で意見交換を行い、発表していただくグループワーク形式で行います。

意見交換をしていただくテーマは二つございます。一つ目のテーマは、「学校現場において法律実務家と連携した法教育授業を行うことの意義や効果」についてです。二つ目のテーマは、「学校現場において、法律実務家との連携を推進するための課題と方策」についてです。この意見交換会は、御参加の皆様の御経験やお考えを共有していただくことを一つの目的として行うものですので、グループ内の意見交換では、御自身の御経験等を踏まえながら、積極的に御発言いただければと思います。グループ内での意見交換の後、それぞれのテーマについて、いくつかのグループに、グループ内で出されました意見の発表を行っていただきます。したがって、意見交換が始まりましたら、最初にグループ内での意見の取りまとめや発表をする方を決めていただければと思います。机上にテーマが記載されたメモ用紙を配布しておりますので、グループ内での意見交換にお役立てください。

また、各グループでの意見交換には、分科会講師の先生方、また、分科会での授業を支援していただいた法律実務家にも御参加いただきます。御参加いただく講師等を紹介いたしますので、講師等の先生方はお名前を呼ばれましたら、御起立願います。

世田谷区立烏山北小学校教諭、渡辺大介様。

渋谷区立笹塚中学校教諭、西崎弘人様。

東京都立調布北高等学校教諭、秋元仁様。

東京地方裁判所判事、花田隆光様。

第二東京弁護士会、張江亜希様。

東京地方検察庁検事、大極俊紀様。

以上、講師等の紹介でした。そのほか、グループでの意見交換には、法務省職員も参加させていただきます。それでは、意見交換に移りたいと思いますので、講師等の先生方及び法務省職員は、各グループに移動してください。

では、一つ目のテーマの「学校現場において法律実務家と連携した法教育授業を行うことの意義や効果」について意見交換をしていただきます。法律実務家と連携した授業を行ったことがある方もない方も御自身の御経験などを踏まえて、法律実務家と連携することに、どのような意義があり、また、どのような効果があると考えられるかについて、意見交換をしていただきたいと思います。

最初ですので、意見交換に入る前に、グループ内で簡単に自己紹介をしていただいて、先ほど説明したとおり、意見の取りまとめや発表する方を決めていただければと思います。そ

れでは、これから10分間、各グループでの意見交換を始めてください。

(各グループにおける意見交換)

【司会】

では、発表に移らせていただきます。どのような議論が出たかということの御紹介でも結構ですので、どこかのグループで発表いただけたところはございますでしょうか。

【発表者】

それでは発表させていただきます。Cグループはですね、弁護士の先生と一緒に、あと小学校の先生とか初任の先生とか、校長先生とか、私は特別支援学校の教諭なんですけれども、いろいろな立場の人たちと様々なお話をさせていただきました。

無論ですね、学校にいと法律ということがやっぱり特別なことであるのではないかと感じてしまったりとかあるんですけども、まず弁護士の先生の方から、弁護士は論理的に考えることが仕事であり、法教育は論理的に考えるという「思考のトレーニング」という側面もあるので、弁護士や法曹が法教育に携わっているという話があり、子供に伝えるっていうことのを考え方を教えていくことが大事で、今日研修に参加してルール作りも法教育なんだということに改めて気が付いたという御意見や、ルール作りは、教育庁さんからの指導で自分たちで考えるんだというような校長先生の御意見とか、また、北海道から初任の先生が今日来られているんですけども、大学の先生に勧められて参加したという非常に究道心が豊かな先生ですね、非常に今日は参考になったということでした。

様々な御意見が、いろんな人の考えがあるってことを考えて、何が正解、何が不正解ということだけではなくて、道徳の授業である「自分の評価」みたいな感じで、お互いに意見を交わすような機会に、こういった法教育が生きてくるのではないかということ、我々教員だけの考え方だけではなくて、実際の弁護士の方が言っていたということであると、より説得力のある、「弁護士の方が言ってるんだよ」みたいな感じですね、子供たちも、地域の保護者の方も、色々な方々にもですね、納得していただけることにつながっていくんじゃないかなというような様々な御意見がありました。

まだまだいろいろとお聞きしたいことはたくさんあるんですけども、以上で終わりにしたいと思います。

【司会】

続きまして、他に発表していただけるグループはございますでしょうか。

【発表者】

はい、Fグループです。例えば法律実務家の方に学校に来てお話をしてもらおうと、ただの

仕事の紹介だけになっちゃうんじゃないかと、キャリア教育の一環だけになっちゃうんじゃないのかと、それだけがゴールになるのはちょっとな、ということで、何か別の視点はないかなということで、話が出始めました。例えば裁判员制度というのもあるんですけど、それもやっぱり一般市民が参加していくっていうところから考えると、ただ仕事を知ってるだけじゃすまないだろうということです。

それで、例えば実際に起きている事件とか、裁判が行われて結果が出たというものについて、それを専門家がどう見てるかっていうようなことで意見を頂くというのが、一つの方法ではないかと。そのときに、このFグループでは検事さんの御意見がありましたので、感情に流されて判決するものではないわけで、法と証拠品、これがとても重要だということなどを伝えていくと、それが一般市民と専門家との違いなので、そんなふうにして実際の事件を見ていくことで世の中を知ることが大切なんじゃないかな、というところまで意見が出てきました。F班は以上です。

【司会】

ありがとうございます。続いて、先ほど手が挙がっておりましたAグループに発表していただいてよろしいでしょうか。

【発表者】

はい、Aグループでは小学校の先生方がいましたので、小学校のお話になってしまうんですが、小学校5年生のところでは主に産業学習をして、子供たちがまだ身近に感じやすい分野の学習になってるんですが、6年生になると、教科書がこの前変わりました、公民的分野のところは1学期に、前に出てきてしまったんですね。なので、子供たちが、実際今年6年生の担任をしてるんですけども、5年生のときはまだなんか楽しく、まだコメだとか車だとかいってたのに、急に憲法になってわけわかんないよ、つまんないよとか、これを覚えて何になるんだっていう声が多い中で、今回の法教育のセミナーで伺ったゲストティーチャーなどを使うことで、より子供たちに身近に法律に関する学習っていうのを捉えられたり、興味・関心を高められる、いいきっかけになるんじゃないかなというのが、小学校としての法教育の意義なのかなというふうな話になりました。興味関心を高めて、より担任以外の専門性を持った方からお話を伺えるっていうことは、結構、小学生の彼らにとってみると、すごく意義の深い時間になるんじゃないかなと思って、ぜひ活用してみたいなというふうに思いました。ちょっと次のテーマ・課題のところとちょっと関連してしまうところでもあるんですが、ただちょっと教科書の順番的に、前に法律の学習が来てしまったために、4月から日程を組むところで、ゲストティーチャーを呼びにくかったりとか、というところはすごく感じているところなので、そういうところの課題がクリアになっていくと、より充実した法教育につながっていくのかなというふうに思っております。ありがとうございました。

【司会】

ありがとうございます。それではもう1グループ、高校のグループでどこか発表していただけたところはございますでしょうか。

【発表者】

はい、J班なんですけど、高校で教えてた先生が中心なんですけど、今は小学校にいるような方もいらっしゃいます。それで、生徒の「法」のイメージとしては、人を縛るものというイメージが非常に強いと感じているんですけども、できれば、法のメリットの部分について、それを専門家の方に話してもらったらいんじゃないかという意見がありました。それから実際に教室で話すよりも、教員が話すよりも、法廷に連れて行ったり、あるいは専門家の人に話してもらう方がいいのではないかというお話がありました。それからやはり、司法に関する基本的な考え方というのは、なかなか教員としたら教えにくいという御意見がありまして、このグループにいる弁護士の先生だと、コアになる部分はやっぱり約束を守るところなんじゃないですかというお話がありました。現在の小学校で勤めている先生の方から、やはりルールを守らない生徒に対して、ルールを守らせる・守るっていうことを教えるときに、こういう法教育が効果があるんじゃないかという話があります。それから若い世代ならば、Z世代の方々は、生徒の生活を守るための知識として、身を守るための知識としても法教育は大切ではないかというご意見がありました。以上です。

【司会】

ありがとうございます。それでは時間の都合もありますので、発表はここまでとさせていただきます。法律実務家との連携の意義や効果について、生徒に興味を持ってもらうきっかけになるとか、法律実務家を迎えることによって説得力が増すなどのお話や、実際の事件について話してもらおうというふうな法律実務家との連携した授業の方法などについてもお話いただいたところです。

では、二つ目のテーマといたしまして、実際に学校現場で法律実務家と連携するに当たって、どういった課題があって、その課題に対してどういった有効な方策というものが考えられるかということについて、意見交換をしていただきたいと思います。

(各グループにおける意見交換)

【司会】

発表していただけるグループは挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

【発表者】

東京で弁護士をしております。このグループは中学校の先生2人と、大学生の方1名と、

法務省の職員の方1名で、課題と方策について話し合いました。まず一番最初に御意見いただいたのは、時間が足りないというようなことですね。ですので、学習指導要領に従わなければいけない一方、その先をどうするかというところでお悩みになっているというようなお声もございましたので、そういったところについては法律実務家から事件について話を聞けるだけでも、非常に生徒には刺激になるのではないかと、というようなお声を頂きました。

次に、これは私ども弁護士の立場からも非常に気にしているところではあったんですけども、学校の雰囲気とかルールというものを、外部の法律実務家が関与して入っていくことによって、場を乱すとか、そのような懸念をお持ちの先生もいらっしゃいました。これについては非常にセンシティブな問題だと思っておりまして、外部から入らせていただく立場の人間からしますと、やはりそういったことで何らかの和を、知らず知らずのうちに乱してしまうことが非常に怖いという思いを持っています。ですので、これについては事前に、入念に打合せをお願いしたりとか、あとは学年の会議に入らせていただくというお声を頂きましたけれども、そのような形で学校の雰囲気ですとか、生徒たちの雰囲気ですとか、地域の特性ですとか、そういったものを、法教育という観点にかかわらず、包括的にいろんな背景を教えていただくということで、すり合わせをしていく、というようなまとめになりました。

あとは、学校というような特殊な場所と、法曹界も言わばとても特殊な閉鎖的な空間であるというふうに私自身は思っておりますので、そういう、お互い閉ざされたというか、そういったところの業界同士が関わるような、チャンネルというようなものを相互に認識していく必要があるかなど。そのチャンネルをもって、例えば弁護士側からしますと、弁護士会であるとか法テラスであるとか、そういったところが窓口になるかと思うんですけども、そういったところでつながりをそれぞれが意識していくことが必要ではないかというようなお声もございました。以上です。

【司会】

ありがとうございます。他に発表していただけるグループはありますか。

【発表者】

こちらH班になります。今発表くださった「時間」という観点が課題として挙げたと思うんですけども、この班はあえて「時間」以外のところでどんなことが課題かということから話をスタートしました。挙げたものが、一つが、案外現場の先生はどこが窓口になって、こういう相談を受けてもらえるかを知らない方が多いんじゃないかということが一つ目に挙がりました。幸い私達は今日レクチャーを受けることができて、これも知らない方が結構いるんじゃないかということが一つあります。

それから、年間指導計画がやはりあって、それを管理職に確認を取ったり、事前に提出をしたりしている都合で、やっぱり前後の流れをきちんと位置付けていくことが大切だから、

せっかく来ていただくのに、事前準備がなしではもったいないし、授業につながるものがなくてはもったいないけれども、年間指導計画を準備して、そこがちゃんと専門家の方と都合が合うかどうかというところも難しいところだよね、という課題がもう一つ挙がりました。そこに対する一つの解決策のアイデアとして、単元の全部を専門家の方と連携するという事は難しいと思うんだけど、1・2時間を連携するにあたって、この単元の中のこういう授業のところには位置付けられるとか、そういう当てはめ表みたいなのができたりすると、もしかしたら使いやすいかもしれない、というような御意見も頂きました。

もう一つ、学校内の許可を取るっていう部分ですね。そういうこともちょっと課題になると思うんですけど、そこについては、やはり魅力的なコンテンツで、やる意義がきちんと説明できるものであれば、会議であったり、保護者の許可が得られやすいので、それはやっぱりいいものを作っていただくことに尽きるし、私達もその意義をきちんとわかって取り入れていくに尽きるんだろう、というふうにまとまりました。

次にもう一つ、今度は実施中の生徒の部分についてなんですけれども、これは私個人の問題意識でもあるんですけれども、専門家の方々だからこそわかりやすいという面と、専門家の方々だからこそ腑に落ちないことがあっても、そういうものなのかというふうにその場で納得してしまうっていうリスクがあるのではないかということを思っています。それにつきましては、反論する機会というか、もう一度ディスカッションを含む、深めるチャンスとして2回来ていただくというのもアイデアかと思えますし、深い考察に行く入り口として、こんな考え方があるんだよっていうことで、助言を頂くだけでも価値があるんじゃないかという御意見を頂きました。あとは、必ずしも専門家の方と違う意見だったとしても、立法過程で様々な意見が出てくることによって、この法の内容は決まっていったりするといった、司法ではなくて立法のプロセスの法教育というふうに位置づけていくと、いろんな意見を出すということの意義が、必ずしも専門家の方と意見が一致しない子でも、その意義が分かってくるという場面が作れるんじゃないか、といった御意見もいただきました。以上です。

【司会】

ありがとうございます。もう1グループぐらい、お願いできますでしょうか。

【発表者】

私達のグループでも、今出ていたような意見と同じ課題が挙げられました。その中で、やっぱり教員の中でも、ここに集まっている教員のように、法教育に非常に関心の高い教員もいれば、そうではない教員もいて、必ずやらなきゃいけないものでない以上、温度差をどう埋めていくかというのが課題の一つだという話になりました。他のグループでも出ていたように、子供が楽しいとか勉強になるものであれば、きっと浸透していくので、ここにいる教員のメンバーがそれぞれの学校で、良い授業をしていくのがいいんじゃないかなという話

になりました。

もう一つは、実際に実務家の先生たちと授業したいと思ったときに、教員側の感覚からすると、すごくやっぱり敷居が高いというか、たくさんの壁があるので、今日このように法務省でセミナーを開いていただいて、実際に法律実務家の方たちとお話ができ、もしかしたら自分たちにもできるかもしれないなという気持ちになれたので、この機会をととても嬉しく思っておりますし、活かしていきたいなと思います。以上です。

【司会】

ありがとうございます。お時間の都合もありますので、発表はここまでとさせていただきます。それでは、最後に意見交換に御参加いただいた講師の先生方、実務家の皆さまからコメントを頂ければと思います。

【渡辺大介教諭】

皆さま、今日はありがとうございました。午前中の部と、今の意見交換会に参加しまして、私自身が感じたのは、今回はこういう機会をいただいて授業をすることができたんですけども、今年だけ単発で終わるのではなくて、来年度以降もこういった実践や連携、法律実務家の方と連携をして、授業を作っていくということが続けていきたいなと改めて思いました。また、今回、単元の一番最後に法律実務家の方と連携した授業を行ったんですけども、午後の話し合いをしていく中で、単発で入っていただくだけだともったいないなということを感じました。全ての時間に来ていただくとか、複数回来ていただくということはなかなか難しいかと思っておりますので、例えば、文章資料の中にゲストティーチャーの方に最初登場してもらって、最後に実際に来てもらうとか、いろんなゲストティーチャーの活用の仕方もありそうだなというのを、話し合いをしていく中で感じました。また今日の経験を活かしていければと思っています。ありがとうございました。

【西崎弘人教諭】

本日は皆さまありがとうございました。私は中学生の授業ということで、2日間にわたりますして、法律実務家の方を複数名派遣していただき、さらにその中で、生徒主体の活動型授業をやるということで、もちろん準備は大変だったのですが、私の学校では社会科の教諭が一人なので3学年を教えており、3年生の授業でそういう授業をするのは大変ではあったんですけども、やっぱり子供の目が変わるというか、何かが変わるんですよね。それを知ってから、こういう授業はちょっとやめられなくなってしまったという部分もあります。なかなか時数が限られていたり、私もソフトテニス部の部活動をやったりとか、いろんな仕事の中で、授業の準備に割ける時間が非常に厳しいという部分には確かにあるんですけども、やっぱり生徒の成長を見たくてこの仕事に就いたので、授業にこだわりを持ってやっていきたいということで、そういう授業をやりました。学習指導要領にも書いてあるんですけど

も、重点単元を設定するように、ということも言っていますので、ある程度の軽重をつけて、ここぞというときには外部の方を交えてやるのが非常に有効だと思っているので、全ての授業で参加してもらおうというのは厳しいと思うんですね。そういった部分で私自身も良い経験を積ませていただいたというか、本当に貴重な機会をいただいたと思っていますので、本当にありがとうございます、ということだけを伝えたいと思います。ありがとうございました。

【秋元仁教諭】

本日はありがとうございました。分科会の方でも申し上げましたが、私自身、今まではこういう外部から講師をお招きして授業をやるということはあまり積極的ではなかったなど反省しているところです。弁護士会とか裁判所から、こういう出前授業やりますといろいろな案内が来るんですけども、結構スルーしていた部分があったんですが、今回こういうお話を頂いて実際にやってみて、すごく良かったなと感じています。法教育担当の方も高校生の実態とかを本当によく御存知ですし、今回の授業についても本当にキャッチボールをしながら作り上げていったという感じがします。そんなに力まないでやってもいいと思います。十分なサポートが得られると思うので、ぜひ騙されたと思ってやってみることをお勧めします。大変効果があり、得られるものが多いと思います。今日は本当にありがとうございました。

【花田隆光判事】

私も今回、西崎先生の授業に参加させていただいたり、あるいは以前にも、中学校の方にキャリアプランニングの一環として、様々な職種のうちの一員として、参加させていただいたりしていたところでしたが、今日議論に参加させていただきまして、先生方から、授業などにおいて、どういうふうに法律実務家が期待されているのか、そのあたりについて、例えばですけれども、荒れている学校があったりした場合には、刑事系の法律が関係するんだということを生徒にも学んでもらいたかったりとか、あるいはSNSで起きていることなどをはじめとして、様々なところで法律というものが身近になっている状況にもかかわらず、表面的な理解にとどまっていて、トラブルに巻き込まれちゃうんじゃないかとか、そういうところからもやっぱり法律を勉強する意味があるんじゃないか、法的なものの考え方を身に付けてもらって、一人前の社会人になってもらいたいんだ、といったお話を伺ったところであり、実務家に求められているところもすごく大きいんだなというところを感じた次第でございます。また、課題の中では、実務家への敷居が高いというところがよく言われるところかと思いますが、実際に実務家も法教育の重要性を感じているところでもございまして、実務家の負担にも配慮してくださった御意見をたくさん伺ったところですが、こちら柔軟に対応していきたいと思っていますところでもございます。実務家側の連絡窓口についても今回お話があったと思いますので、気軽に御連絡いただくところから始めて

いただければ、こちらとしても嬉しいなと思っております。今後ともどうぞよろしくお願ひします。今日はどうもありがとうございました。

【張江亜希弁護士】

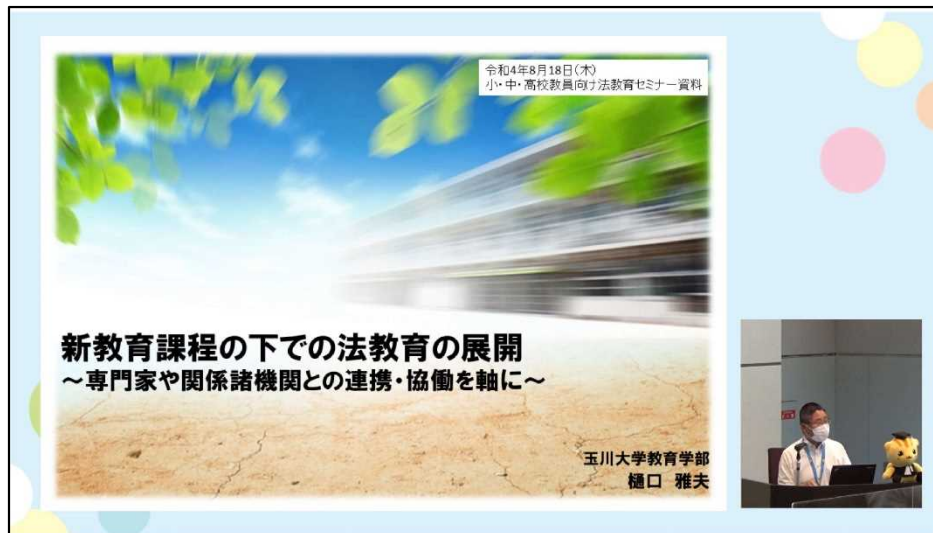
弁護士の張江です。本日は貴重な機会をいただきまして、ありがとうございました。私が法教育に携わるようになってから、もう10年になろうとしているんですけども、今日、教員の先生方からダイレクトにお話を聞いて、「ルールメイキングって法教育なんですか？」というのが、私にとっては衝撃で、法教育をやってる人間にとってはルールメイキングというのは一番古典的な教材として紹介していたんですが、それが浸透していなかったことにちょっと個人的にショックを受けています。法律実務家が法教育としてどんなことをやっているのかということ、まだまだ教員の皆さまに伝えられていなかったんだな、ということを実感したので、これから法律実務家が法教育に携わっていく上では、もっと教員の先生方のお声を聞いて、こういうことをやっています、と私達もアピールしていかなくちゃいけないんだなと、身が引き締まる思いでした。本日は貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございました。

【大極俊紀検事】

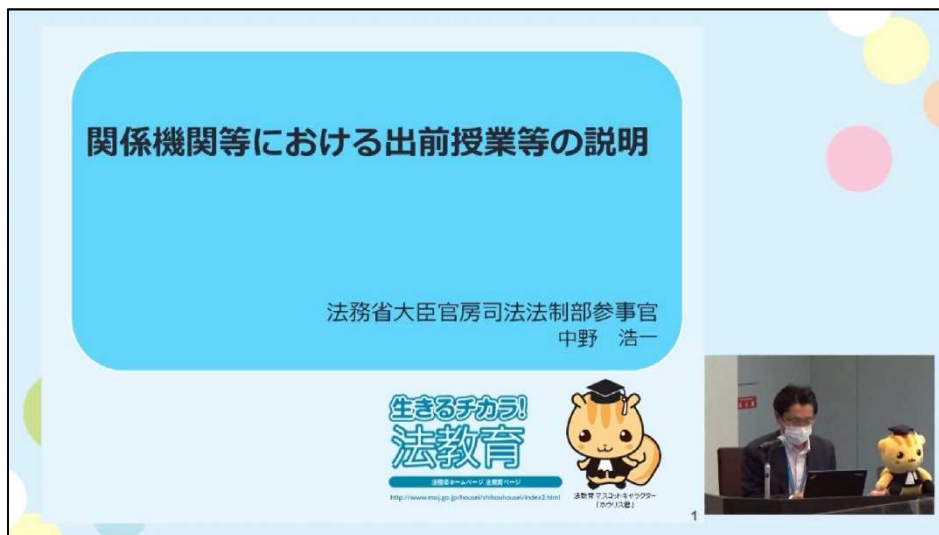
本日は貴重なお時間を頂き、本当にありがとうございました。私も法教育というものにいくらか携わってはきたんですけども、やはりまだ、教育現場と司法の間で、敷居の高さなどといった、いろいろなギャップがあるんだなということを今日改めて感じました。それは我々司法としても考えなければならないところですので、本当に柔軟に、むしろ教育現場に寄り添った司法のあり方、法教育のあり方があるんじゃないかっていうことを、私自身、今日感じました。ですので、こういったセミナーなども単発で終わるのではなくて、私自身も継続的に参加させていただいたりとか、あるいは出前講義であるとか、司法と教育現場がもっとつながって、より深い理解をし合えるような関係になればな、ということが、今日一番の私の課題、得たところだったかなというふうに思っております。今後ともいろいろな形で法教育に携われればと思いますので、よろしくお願ひいたします。今日は本当にありがとうございました。

【7. 参考】

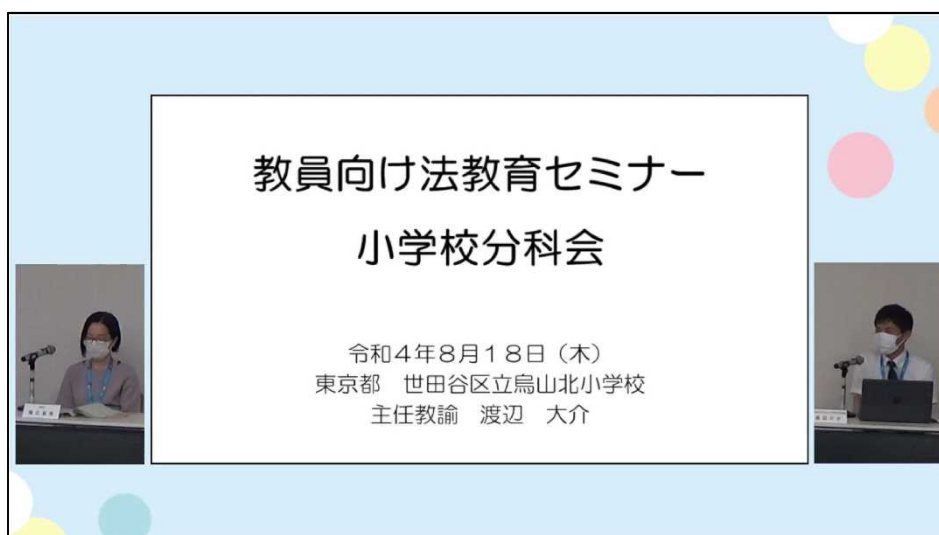
●基調講演



●関係機関等における出前授業等の説明



●小学校分科会



教員向け法教育セミナー
小学校分科会

令和4年8月18日(木)
東京都 世田谷区立烏山北小学校
主任教諭 渡辺 大介

●中学校分科会



教員向け 法教育推進セミナー
中学生の部
～ルールづくりの授業を通して～


令和4年8月18日(木)
渋谷区立笹塚中学校
西崎 弘人

●高等学校分科会

歴史総合
社会のルールを考えよう
～ルールのない村～
ルールをつくってみよう

教員向け法教育セミナー分科会
令和4年8月18日（木）

東京都立調布北高等学校 秋元 仁



●意見交換会

